

◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄）
 （第二十四条関係）【公布日、令和四年四月一日又は令和四年五月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
附 則	附 則	附 則	附 則
<p>（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等） 第五条（略）</p> <p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等） 第五条（略）</p> <p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
改正前厚生年金 保険法第百三十 一条第一項第二 号	第四十三條第 三項	年金制度の機能強化のため の国民年金法等の一部を改 正する法律（令和二年法律 第 号。以下「令和二 年改正法」という。）第四 条の規定による改正後の厚 生年金保険法第四十三條第	改正前厚生年金 保険法第百三十 條第五項
			企業年金連合 会
			平成二十五年改正法附則第 三條第十三号に規定する存 続連合会（以下「企業年金 連合会」という。）又は同 條第十五号に規定する連合 会
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第六十九条	確定拠出年金法	(略)	(略)	3 存続厚生年金基金については、同欄に掲げる規定を適用する場合には、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	改正前厚生年金 保険法第百三十 一条第二項	第四十三條第 三項	二項又は第三項 令和二年改正法第四條の規 定による改正後の厚生年金 保険法第四十三條第二項又 は第三項
	有無	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	有無、存続厚生年金基金の 加入員の資格の有無	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

(新設)	確定拠出年金法 第五十五条第二 項第四号の二	(略)	(略)	3 存続厚生年金基金については、同欄に掲げる規定を適用する場合には、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	及び確定給付 企業年金	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(新設)	、確定給付企業年金及び存 続厚生年金基金	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

確定拠出年金法第七十四条の二第二項	(略)	(略)
-------------------	-----	-----

4 (略)

2 (存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等)
第三十八条 (略)

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	年金給付等積立金及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者、同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等及び同法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。）

改正後確定拠出年金法第七十四条の二第二項	確定給付企業年金の実施事業所	確定給付企業年金の実施事業所又は当該存続厚生年金基金の設立事業所
----------------------	----------------	----------------------------------

4 (略)

2 (存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等)
第三十八条 (略)

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	第五十三条第一項第八号 立金	年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者及び同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。）

3 存続連合会について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	厚生年金保険法 第百条の十第一 項第十号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	確定拠出年金法 (略)	企業年金連合 (略)	存続連合会 (略)
-----	-----	-----	----------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----------------	---------------	--------------

3 存続連合会について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	改正後厚生年金 保険法第百条の 十第一項第十号	第九項	第九項並びに平成二十五年 改正法附則第八十六条第一 項の規定によりなおその効 力を有するものとされた平 成二十五年改正法第一条の 規定による改正前の第四十 四条の二第四項（附則第九 条の二第三項、第九条の三 第二項及び第四項並びに第 九条の四第三項及び第五項 において準用する場合を含 む。）	(略)	(略)	(略)	改正後確定拠出 年金法第四十八 条の二	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
-----	-----	-----	-------------------------------	-----	---	-----	-----	-----	---------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------

第五十四条の五 及び第五十四条 の七	会	
4 (略)		
(存続連合会の業務) 第四十条 (略)		
2 存続連合会は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一～五 (略)		
六 附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受け、附則第四十九条の二第一項の規定により同項に規定する企業型年金加入者であった者又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。		
七 (略)		
3～7 (略)		
8 存続連合会は、附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第四十八条の二(同法第七十三条において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けて、情報収集等業務(同法第四十八条の二に規定する情報収集等業務をいう。次条第三号において同じ。)及び資料提供等業務(同法第四十八条の二に規定する資料提供等業務をいう。次条第三号において同じ。)を行うことができる。		
9 (略)		
(区分経理)		

4 (略)		
(存続連合会の業務) 第四十条 (略)		
2 存続連合会は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一～五 (略)		
(新設)		
六 (略)		
3～7 (略)		
8 存続連合会は、附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第四十八条の二の規定による委託を受けて、情報収集等業務(同条に規定する情報収集等業務をいう。次条第三号において同じ。)及び資料提供等業務(同法第四十八条の二に規定する資料提供等業務をいう。次条第三号において同じ。)を行うことができる。		
9 (略)		
(区分経理)		

第四十一条 存続連合会は、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 (略)
- 二 前条第一項第三号及び第四号、第二項第四号から第七号まで、第三項第四号から第八号まで、第四項第二号並びに第七項の規定により行う業務
- 三 (略)

(企業型年金加入者であった者に係る措置)

第四十九条の二 存続連合会が附則第四十条第二項第六号に掲げる業務を行っている場合にあつては、存続連合会は、附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十条の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、同条第一項に規定する企業型年金加入者であつた者(以下「企業型年金加入者であつた者」という。)又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

2 存続連合会は、前項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該企業型年金加入者であつた者又はその遺族に通知しなければならない。

3 附則第四十六条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(準用規定)

第五十一条 改正後確定給付企業年金法第三十一条、第三十三条、第三十四条第一項及び第三十五条の規定は存続連合会老齢給付金

第四十一条 存続連合会は、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 (略)
- 二 前条第一項第三号及び第四号、第二項第四号から第六号まで、第三項第四号から第八号まで、第四項第二号並びに第七項の規定により行う業務
- 三 (略)

(新設)

(準用規定)

第五十一条 改正後確定給付企業年金法第三十一条、第三十三条、第三十四条第一項及び第三十五条の規定は存続連合会老齢給付金

、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金について、改正後確定給付企業年金法第三十六条第一項及び第二項（第二号を除く。）、第三十七条、第三十八条並びに第四十条の規定は存続連合会老齢給付金について、改正後確定給付企業年金法第四十七条、第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項及び第四十九条の二第一項の存続連合会遺族給付金について、改正後確定給付企業年金法第三十四条第二項、第四十四条、第四十六条、第五十二条及び第五十四条の規定は存続連合会障害給付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

第五十二条 附則第四十二条から前条までに定めるもののほか、存続連合会による基金中途脱退者、解散基金加入員等、確定給付企業年金中途脱退者、改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等及び企業型年金加入者であった者に係る措置に関し必要な事項は、政令で定める。

（存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換）

第五十七条 老齢確定給付企業年金中途脱退者等（存続連合会が附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項若しくは附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項の規定（以下この条から附則第五十九条までにおいて「なお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定」という。）により老齢給付金の支給に関する義務を負っている者又は附

、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金について、改正後確定給付企業年金法第三十六条第一項及び第二項（第二号を除く。）、第三十七条、第三十八条並びに第四十条の規定は存続連合会老齢給付金について、改正後確定給付企業年金法第四十七条、第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項及び第四十八条第三項の存続連合会遺族給付金について、改正後確定給付企業年金法第三十四条第二項、第四十四条、第四十六条、第五十二条及び第五十四条の規定は存続連合会障害給付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

第五十二条 附則第四十二条から前条までに定めるもののほか、存続連合会による基金中途脱退者に係る措置及び解散基金加入員等に係る措置並びに確定給付企業年金中途脱退者に係る措置及び改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る措置に関し必要な事項は、政令で定める。

（存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換）

第五十七条 老齢確定給付企業年金中途脱退者等（存続連合会が附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項若しくは附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項の規定（以下この条から附則第五十九条までにおいて「なお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定」という。）により老齢給付金の支給に関する義務を負っている者又は附

則第四十六条第三項、第四十七条第三項若しくは第四十九条の二第一項の規定により存続連合会老齡給付金の支給に関する義務を負っている者をいう。以下この条から附則第五十九条までにおいて同じ。)は、存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、存続連合会及び当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該存続厚生年金基金に存続連合会の規約で定める積立金(存続連合会が支給するなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齡給付金又は附則第四十六条第三項、第四十七条第三項若しくは第四十九条の二第一項の存続連合会老齡給付金に充てるべき積立金をいう。以下この条から附則第五十九条までにおいて同じ。)の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、老齡確定給付企業年金中途脱退者等がなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齡給付金又は附則第四十六条第三項、第四十七条第三項若しくは第四十九条の二第一項の存続連合会老齡給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 存続連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該老齡確定給付企業年金中途脱退者等に係るなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齡給付金若しくは遺族給付金又は附則第四十六条第三項、第四十七条第三項若しくは第四十九条の二第一項の存続連合会老齡給付金若しくは存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 (略)

(存続連合会から確定給付企業年金への積立金の移換)
第五十八条 老齡確定給付企業年金中途脱退者等は、確定給付企業

則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の規定により存続連合会老齡給付金の支給に関する義務を負っている者をいう。以下この条から附則第五十九条までにおいて同じ。)は、存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、存続連合会及び当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該存続厚生年金基金に存続連合会の規約で定める積立金(存続連合会が支給するなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齡給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十九条の二第一項の存続連合会老齡給付金に充てるべき積立金をいう。以下この条から附則第五十九条までにおいて同じ。)の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、老齡確定給付企業年金中途脱退者等がなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齡給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齡給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 存続連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該老齡確定給付企業年金中途脱退者等に係るなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齡給付金若しくは遺族給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齡給付金若しくは存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 (略)

(存続連合会から確定給付企業年金への積立金の移換)
第五十八条 老齡確定給付企業年金中途脱退者等は、確定給付企業

年金の加入者の資格を取得した場合であつて、存続連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に存続連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、老齢確定給付企業年金中途脱退者等がなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齢給付金又は附則第四十六条第三項、第四十七条第三項若しくは第四十九条の二第一項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 存続連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係るなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齢給付金若しくは遺族給付金又は附則第四十六条第三項、第四十七条第三項若しくは第四十九条の二第一項の存続連合会老齢給付金若しくは存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 (略)

(存続連合会から確定拠出年金への積立金の移換)

第五十九条 老齢確定給付企業年金中途脱退者等は、企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得した場合であつて、存続連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に存続連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会への当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、老齢確定給付企業年金中途脱退者等がなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九

年金の加入者の資格を取得した場合であつて、存続連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に存続連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、老齢確定給付企業年金中途脱退者等がなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齢給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 存続連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係るなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齢給付金若しくは遺族給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金若しくは存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 (略)

(存続連合会から確定拠出年金への積立金の移換)

第五十九条 老齢確定給付企業年金中途脱退者等は、企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得した場合であつて、存続連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に存続連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会への当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、老齢確定給付企業年金中途脱退者等がなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九

十一條の二第三項等の規定の老齡給付金又は附則第四十六條第三項、第四十七條第三項若しくは第四十九條の二第一項の存続連合会老齡給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 (略)

3 存続連合会は、前項の規定により積立金を移換したときは、当該老齡確定給付企業年金中途脱退者等に係るなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第三項等の規定の老齡給付金若しくは遺族給付金又は附則第四十六條第三項、第四十七條第三項若しくは第四十九條の二第一項の存続連合会老齡給付金若しくは存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

4 (略)

第七十一條 (略)

2 存続連合会は、前項の規定により解散したときは、基金中途脱退者等、確定給付企業年金中途脱退者、改正後確定給付企業年金法第八十九條第六項に規定する終了制度加入者等及び企業型年金加入者であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、当該解散した日までに支給すべきであつた年金たる給付若しくは一時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は附則第五十三條第四項若しくは第六項、第五十四條第二項、第五十五條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第五十八條第二項若しくは第五十九條第二項の規定により当該解散した日までに移換すべきであつた年金給付等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(徴収金の督促及び滞納処分等)

第八十二條 次に掲げる徴収金については、厚生年金保険法の規定

十一條の二第三項等の規定の老齡給付金又は附則第四十六條第三項若しくは第四十七條第三項の存続連合会老齡給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 (略)

3 存続連合会は、前項の規定により積立金を移換したときは、当該老齡確定給付企業年金中途脱退者等に係るなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第三項等の規定の老齡給付金若しくは遺族給付金又は附則第四十六條第三項若しくは第四十七條第三項の存続連合会老齡給付金若しくは存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

4 (略)

第七十一條 (略)

2 存続連合会は、前項の規定により解散したときは、基金中途脱退者等、確定給付企業年金中途脱退者及び改正後確定給付企業年金法第八十九條第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、当該解散した日までに支給すべきであつた年金たる給付若しくは一時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は附則第五十三條第四項若しくは第六項、第五十四條第二項、第五十五條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第五十八條第二項若しくは第五十九條第二項の規定により当該解散した日までに移換すべきであつた年金給付等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(徴収金の督促及び滞納処分等)

第八十二條 次に掲げる徴収金については、改正後厚生年金保険法

による保険料とみなして、同法第八十六条(第三項を除く。)、第八十七条(第六項を除く。)、第八十八条、第八十九条、第九十一条第一項、第九十一条の二、第九十一条の三、第九十二条第一項、第二項及び第四項、第三百条の二並びに第四百条の規定を適用する。この場合において、改正後厚生年金保険法第八十七条第一項中「年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)」とあるのは、「年十四・六パーセント」とする。

一〇四 (略)

2 次に掲げる徴収金又は加算金については、厚生年金保険法の規定による保険料とみなして、同法第八十三条の二、第八十六条(第三項を除く。)、第八十八条、第八十九条、第九十一条第一項、第九十一条の二、第九十一条の三、第九十二条第一項、第二項及び第四項、第三百条の四第一項(第二十八号から第三十一号までに係る部分に限る。)、及び第二項から第七項まで、第三百条の五から第三百条の七まで、第三百条の九、第三百条の十第一項(第三十一号及び第三十三号に係る部分に限る。)、第二項及び第三項、第三百条の十一、第三百条の二並びに第四百条の規定を適用する。

一〇四 (略)

第九十三条 存続厚生年金基金、存続連合会又は連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 附則第四十二条第五項、附則第四十三条第五項(附則第四十条第四項及び第四十五条第七項において準用する場合を含む。)、附則第四十六条第五項、附則第四十七条第五項(附則第

の規定による保険料とみなして、改正後厚生年金保険法第八十六条(第三項を除く。)、第八十七条(第六項を除く。)、第八十八条、第八十九条、第九十一条第一項、第九十一条の二、第九十一条の三、第九十二条第一項及び第三項、第三百条の二並びに第四百条の規定を適用する。この場合において、改正後厚生年金保険法第八十七条第一項中「年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)」とあるのは、「年十四・六パーセント」とする。

一〇四 (略)

2 次に掲げる徴収金又は加算金については、改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして、改正後厚生年金保険法第八十三条の二、第八十六条(第三項を除く。)、第八十八条、第八十九条、第九十一条第一項、第九十一条の二、第九十一条の三、第九十二条第一項及び第三項、第三百条の四第一項(第二十八号から第三十一号までに係る部分に限る。)、及び第二項から第七項まで、第三百条の五から第三百条の七まで、第三百条の九、第三百条の十第一項(第三十一号及び第三十三号に係る部分に限る。)、第二項及び第三項、第三百条の十一、第三百条の二並びに第四百条の規定を適用する。

一〇四 (略)

第九十三条 存続厚生年金基金、存続連合会又は連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 附則第四十二条第五項、附則第四十三条第五項(附則第四十条第四項及び第四十五条第七項において準用する場合を含む。)、附則第四十六条第五項、附則第四十七条第五項(附則第

四十八条第四項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。）、附則第四十九條の二第二項、附則第七十五條第四項、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三條の三第二項、附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十條第六項、附則第六十一條第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三條の四第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十三條の三第二項、附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十條の二第五項、附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一條第七項、附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第五項又は附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の三第五項（附則第六十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の四第四項及び附則第六十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の五第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をしないと。

三 附則第四十二條第六項（附則第四十三條第六項、第四十四條第五項及び第四十五條第八項において準用する場合を含む。）、附則第四十六條第六項（附則第四十七條第六項、第四十八條第五項、第四十九條第八項及び第四十九條の二第三項において準用する場合を含む。）、附則第七十五條第五項、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

四十八条第四項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。）、附則第七十五條第四項、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三條の三第二項、附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十條第六項、附則第六十一條第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三條の四第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十三條の三第二項、附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十條の二第五項又は附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一條第七項の規定に違反して、通知をしないと。

三 附則第四十二條第六項（附則第四十三條第六項、第四十四條第五項及び第四十五條第八項において準用する場合を含む。）、附則第四十六條第六項（附則第四十七條第六項、第四十八條第五項及び第四十九條第八項において準用する場合を含む。）、附則第七十五條第五項、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十

厚生年金保険法第百三十三条の三第三項、附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条第七項、附則第六十一条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条の四第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十三条の三第三項、附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第六項において準用する改正前厚生年金保険法第百六十条第七項、附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第八項において準用する改正前厚生年金保険法第百六十条第七項又は附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第六項（附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第六項、附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第五項及び附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

四
（略）

三条の三第三項、附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条第七項、附則第六十一条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の三第三項の四第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百六十条の三第三項、附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第六項において準用する改正前厚生年金保険法第百六十条第七項又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第八項において準用する改正前厚生年金保険法第百六十条第七項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

四
（略）

◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄）
 （第二十五条関係）【令和五年四月一日】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
附 則		附 則	
<p>（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等） 第五条（略）</p> <p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
改正前厚生年金 保険法第百三十 一条第二項	申出をした者 に	申出（令和二年改正法第五 条の規定による改正後の厚 生年金保険法第四十四条の 三第五項の規定により同条 第一項の申出があつたもの とみなされた場合における 当該申出を含む。以下この 項において同じ。）をした 者に	申出のあつた月
第四十三條第 三項	第四十三條第 三項	令和二年改正法第四條の規 定による改正後の厚生年金 保険法第四十三條第二項又	は第三項

3 ・ 4 (略)	(略)	改正前厚生年金 保険法第百三十 二条第四項及び 第百三十二条	改正前厚生年金 保険法第百三十 二条第四項及び 第百三十二条	申出	申出	は第三項
	(略)			申出		
	(略)			申出(令和二年改正法第五 条の規定による改正後の厚 生年金保険法第四十四条の 三第五項の規定により同条 第一項の申出があつたもの とみなされた場合における 当該申出を含む。)	申出(令和二年改正法第五 条の規定による改正後の厚 生年金保険法第四十四条の 三第五項の規定により同条 第一項の申出があつたもの とみなされた場合における 当該申出を含む。次項にお いて同じ。)	

3 ・ 4 (略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（被保険者の資格）</p> <p>第十一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の被保険者（六十五歳未満の者に限り、同法第七条第一項第二号又は第三号に該当する者、同法第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。）であつて農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p> <p>（資格の喪失）</p> <p>第十三条 農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日（第一号又は第六号に該当するに至つたときはその翌日、第四号に該当するに至つたときは当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日）に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。ただし、国民年金法第九条第一号に該当するに至つたことにより国民年金の被保険者の資格を喪失したときを除く。</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（被保険者の資格）</p> <p>第十一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の被保険者（六十歳未満の者に限り、同法第七条第一項第二号又は第三号に該当する者、同法第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。）であつて農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p> <p>（資格の喪失）</p> <p>第十三条 農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日（第一号又は第六号に該当するに至つたときはその翌日、第四号に該当するに至つたときは当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日）に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。ただし、国民年金法第九条第一号又は第三号に該当するに至つたことにより国民年金の被保険者の資格を喪失したときを除く。</p> <p>三・四 （略）</p>

五 六十五歳に達したとき。
六 (略)

(裁定)

第二十条 (略)

(削る)

(未支給給付)

第二十二條 (略)

(削る)

2・3 (略)

(支給要件)

第二十八條 保険料納付済期間（納付された保険料（第五十五條の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）を有する六十五歳以上の者は、基金に農業者老齡年金の支給の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求があつた日から、その者に農業者老齡年金を支給する。

(七十五歳到達時の支給)

第二十八條の二 保険料納付済期間を有する者が前條の規定により農業者老齡年金の支給の請求をすることなく七十五歳に達したと

五 六十歳に達したとき。
六 (略)

(裁定)

第二十条 (略)

2 年金給付に係る受給権者は、その受給権を有することとなつたときは、遅滞なく、基金に対し、前項の請求をしなければならぬ。

(未支給給付)

第二十二條 (略)

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

(支給要件)

第二十八條 農業者老齡年金は、保険料納付済期間（納付された保険料（第五十五條の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

(新設)

(新設)

きは、基金は、その者に農業者老齢年金を支給する。

(支給要件)

第三十一条 特例保険料納付済期間（納付された保険料のうち第四十五条第一項又は第二項の規定によりその額が決定され、又は変更されたもの（第四十八条第一項において「特例保険料」という。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）を有する者であつて次の各号のいずれにも該当するものは、基金に特例付加年金の支給の請求をすることができる。ただし、その者が第四十五条第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者であつて、それぞれ当該各号に定める日において同条第一項第一号に掲げる者に該当しなかつたもの（同項の規定による申出をしなかつた者に限る。）であるときは、この限りでない。

一 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等（保険料納付済期間と第四十五条第三項第三号から第七号までに掲げる期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）が二十年以上であること。

二 農業を営む者でないもの（所有権に基づいてその農業に供していた農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第

(支給要件)

第三十一条 特例付加年金は、特例保険料納付済期間（納付された保険料のうち第四十五条第一項又は第二項の規定によりその額が決定され、又は変更されたもの（第四十八条第一項において「特例保険料」という。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）を有する者が次の各号のいずれかに該当するとき、その者に支給する。ただし、その者が第四十五条第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者であつて、それぞれ当該各号に定める日において同条第一項第一号に掲げる者に該当しなかつたもの（同項の規定による申出をしなかつた者に限る。）であるときは、この限りでない。

一 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等（保険料納付済期間と第四十五条第三項第三号から第七号までに掲げる期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）が二十年以上である者であつて農業を営む者でなくなつたもの（所有権に基づいてその農業に供していた農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）をいう。以下同じ。）の全てについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。）が、六十五歳に達したとき。

二 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上である者が、六十五歳に達した後、農業を営む者でなくなつたとき（所有権に基づいてその農業に供していた農地の全てについて所有権を移転した場合その他の政令で定める場合に

二条第一項に規定する農地を含む。)をいう。以下同じ。)の
全てについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限
る。)であること。

三 六十五歳以上であること。

2 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年
に満たない者が、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至
つたため農業者年金の被保険者でなくなり、その農業者年金の被
保険者でなくなった日から六十歳に達する日の前日までの間引き
続き同号に該当している者であり、かつ、六十歳に達する日の前
日において同号に該当しなくなつたとすれば、第四十五条第三項
第三号から第六号までに掲げる期間のいずれかの期間を有するこ
ととなる場合には、当該いずれかの期間は、前項の特例付加年金
の支給要件である同項第一号の保険料納付済期間等に算入する。

3 第一項の請求があつたときは、その請求があつた日から、その
者に特例付加年金を支給する。

(遺族の範囲及び順位等)

第三十六条 (略)

2 第二十二条第二項の規定は死亡一時金を受けるべき者の順位に
ついて、同条第三項の規定は死亡一時金を受けるべき同順位の遺
族が二人以上ある場合について、それぞれ準用する。

(保険料の額の特例)

第四十五条 農業者年金の被保険者(六十歳未満の者に限る。以下
この条において同じ。)であつて次の各号のいずれかに該当する
ものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、そ
の申出をした日の属する月以後の被保険者期間(当該各号に掲げ

限る。)

(新設)

2 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年
に満たない者が、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至
つたため農業者年金の被保険者でなくなり、その農業者年金の被
保険者でなくなった日から六十歳に達する日の前日までの間引き
続き同号に該当している者であり、かつ、六十歳に達する日の前
日において同号に該当しなくなつたとすれば、第四十五条第三項
第三号から第六号までに掲げる期間のいずれかの期間を有するこ
ととなる場合には、当該いずれかの期間は、前項の特例付加年金
の支給要件である同項第一号又は第二号の保険料納付済期間等に
算入する。

(新設)

(遺族の範囲及び順位等)

第三十六条 (略)

2 第二十二条第三項の規定は死亡一時金を受けるべき者の順位に
ついて、同条第四項の規定は死亡一時金を受けるべき同順位の遺
族が二人以上ある場合について、それぞれ準用する。

(保険料の額の特例)

第四十五条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに
該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し
出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間(当該各
号に掲げる者に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間

る者に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間に限る。
（）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

一（四）（略）

2（7）（略）

附則

（農業者老齢年金の支給の繰上げ）

第二条 保険料納付済期間を有する六十歳以上六十五歳未満の者（農業者年金の被保険者でない者に限る。）は、当分の間、第二十八条第一項の規定にかかわらず、六十五歳に達する前に、基金に農業者老齢年金の支給繰上げの請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求があつた日から、その者に農業者老齢年金を支給する。

（農業者老齢年金の特例）

第二条の二 第十一条の規定は、当分の間、前条第二項の規定による農業者老齢年金の受給権者については、適用しない。

（特例付加年金の支給の繰上げ）

第三条 特例保険料納付済期間を有する六十歳以上六十五歳未満の者であつて次の各号のいずれにも該当するもの（農業者年金の被保険者でない者に限る。）は、当分の間、第三十一条第一項の規定にかかわらず、六十五歳に達する前に、基金に特例付加年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が同項た

に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

一（四）（略）

2（7）（略）

附則

（農業者老齢年金の支給の繰上げ）

第二条 保険料納付済期間を有する者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、当分の間、六十五歳に達する前に、基金に農業者老齢年金の支給繰上げの請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、第二十八条の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に農業者老齢年金を支給する。

（新設）

（特例付加年金の支給の繰上げ）

第三条 特例保険料納付済期間を有する者であつて次の各号のいずれにも該当するものうち、六十歳以上六十五歳未満である者は、当分の間、六十五歳に達する前に、基金に特例付加年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が第三十一条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

だし書に該当するときは、この限りでない。

一 (略)

二 農業を営む者でないもの（所有権に基づいてその農業に供していた農地の全てについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。）であること。

2 前項の請求は、附則第二条第一項の請求をしていない者にあつては、同項の請求と同時に行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求があつた日から、その者に特例付加年金を支給する。

4 第三十一条第二項の規定は、第一項の請求をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 農業を営む者でないもの（所有権に基づいてその農業に供していた農地のすべてについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。）であること。

2 前項の請求は、前条第一項の請求をしていない者にあつては、同項の請求と同時に行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、第三十一条第一項の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に特例付加年金を支給する。

4 第三十一条第二項の規定は、第一項の請求をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「附則第三条第一項」と、「同項第一号又は第二号」とあるのは、「同項第一号」と読み替えるものとする。

◎ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）（第二十七条関係）【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十二条の五（略）</p> <p>② 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p>	<p>第十二条の五（略）</p> <p>② 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の定めるところにより独立行政法人福祉医療機構に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第二十四条―第二十九条） 第五章 罰則（第三十条―第三十二条） 附則</p> <p>（機構の目的） 第三条（略） （削る）</p> <p>（資本金） 第五条（略） （削る）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（業務の範囲） 第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第二十四条―第三十条） 第五章 罰則（第三十一条―第三十三条） 附則</p> <p>（機構の目的） 第三条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。</p> <p>（資本金） 第五条（略）</p> <p>2 機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）附則第二条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額により資本金を増加するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（業務の範囲） 第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p>

一〇十一 (略)

(削る)

十二 (略)

2〇4 (略)

5 機構は、第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に
關して、心身障害者扶養保険資金（以下この条及び第三十二条第
三号において「扶養保険資金」という。）を設け、前項に規定す
る生命保険契約に基づく保険金をもつてこれに充てるものとする。

6・7 (略)

(業務の委託)

第十四条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第十二条第一項
第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務の一部を
金融機関に委託することができる。

2・3 (略)

(区分経理)

第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ

一〇十一 (略)

十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）又は国民
年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく年金たる給
付（厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあつては、政
府が支給するものに限る。）の受給権者（第二十四条第一項に
おいて「厚生年金等受給権者」という。）に対し、その受給権
を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

十三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基
づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「労
災年金受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として
小口の資金の貸付けを行うこと。

十四 (略)

2〇4 (略)

5 機構は、第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に
關して、心身障害者扶養保険資金（以下この条及び第三十三条第
三号において「扶養保険資金」という。）を設け、前項に規定す
る生命保険契約に基づく保険金をもつてこれに充てるものとする。

6・7 (略)

(業務の委託)

第十四条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第十二条第一項
第一号から第三号まで、第五号、第六号、第十二号及び第十三号
に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2・3 (略)

(区分経理)

第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ

勘定を設けて整理しなければならない。

一〇三 (略)

(削る)

(削る)

(積立金の処分)

第十六条 (略)

2 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3・4 (略)

(長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券)

第十七条 機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福祉医療機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2〇6 (略)

(資金の調達のための貸付債権の信託等)

第二十条 機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、次に掲げる行為をすることができる。

勘定を設けて整理しなければならない。

一〇三 (略)

四 第十二条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

五 第十二条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

(積立金の処分)

第十六条 (略)

2 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、同条第四号に掲げる業務に係る勘定及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3・4 (略)

(長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券)

第十七条 機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福祉医療機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2〇6 (略)

(資金の調達のための貸付債権の信託等)

第二十条 機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、次に掲げる行為をすることができる。

一〇三 (略)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十四条 厚生労働大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、福祉又は医療に係るサービスの安定的な提供を図るため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 (略)

(報告及び検査)

第二十五条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十四条第一項の規定により委託を受けた金融機関（第二十一条第二項の規定により委託を受けた金融機関を含む。以下この項及び第三十一条において「受託金融機関」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(削る)

る。

一〇三 (略)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十四条 厚生労働大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、福祉若しくは医療に係るサービスの安定的な提供を図るため、又は厚生年金等受給権者若しくは労災年金受給権者の生活の安定に資するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 (略)

(報告及び検査)

第二十五条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十四条第一項の規定により委託を受けた金融機関（第二十一条第二項の規定により委託を受けた金融機関を含む。以下この項及び第三十二条において「受託金融機関」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の準用)

第二十九条 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する

(国家公務員宿舍法の適用除外)

第二十九条 (略)

第五章 罰則

第三十条 (略)

第三十一条 (略)

第三十二条 (略)

附則

(業務の特例)

第五条の二 (略)

2 機構は、第十二条第一項及び前項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる期間において、当該各号に定める業務を行う。

- 一 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号。以下「令和二年改正法」という。)第二十八条の規定による改正前の第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の回収が終了するまでの期間 当該債権の管理及び回収の業務
- 二 令和二年改正法第二十八条の規定による改正前の第十二条第一項第十三号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の回収

る法律(昭和二十九年法律第九十一号)第三条から第九条までの規定は、第十二条第一項第十二号及び第十三号に掲げる業務を行う場合について準用する。

(国家公務員宿舍法の適用除外)

第三十条 (略)

第五章 罰則

第三十一条 (略)

第三十二条 (略)

第三十三条 (略)

附則

(業務の特例)

第五条の二 (略)

(新設)

3| が終了するまでの期間 当該債権の管理及び回収の業務
機構は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができ
る。
(削る)

4| 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第四条第二項
の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び独立行
政法人労働者健康安全機構法(平成十四年法律第七十一号)附
則第二条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた
金額により資本金を増加するものとする。

5| 機構は、第一項に規定する業務及びこれに附帯する業務(以下
この条において「承継債権管理回収業務」という。)、第二項第
一号に定める業務及びこれに附帯する業務(以下この条において

2| 機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができ
る。

3| 機構は、平成二十九年三月三十一日までの間、第十二条第一項
及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて
、株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫から株式
会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条
第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資
金の貸付け又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三
十一号)第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸
付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者(厚
生年金保険法第二条の五第一項第二号から第四号までに規定する
第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚
生年金被保険者を除く。次項において同じ。)で厚生労働省令で
定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けるこ
とについて株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫
へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

4| 機構は、株式会社日本政策金融公庫法附則第三十八条第一項又
は年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十六条の規定によ
る改正後の沖繩振興開発金融公庫法附則第七条第一項の規定によ
り株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫の業務の
委託を受けたときは、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福
祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるものに対し、そ
の委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十四条第
三項の規定は、この場合について準用する。

5| 機構は、第一項及び第二項に規定する業務(以下この条におい
て「承継債権管理回収業務」という。)並びに第三項に規定する
業務(以下この条において「承継教育資金貸付けあつせん業務」

「年金担保債権管理回収業務」という。)並びに同項第二号に定める業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「労災年金担保債権管理回収業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定(以下この条においてそれぞれ「承継債権管理回収勘定」、「年金担保債権管理回収勘定」及び「労災年金担保債権管理回収勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

6 機構は、令和二年改正法第二十八条の規定の施行の際同条の規定による改正前の第十五条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債を年金担保債権管理回収勘定に帰属させるものとする。

7 機構は、令和二年改正法第二十八条の規定の施行の際同条の規定による改正前の第十五条第五号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債を労災年金担保債権管理回収勘定に帰属させるものとする。

8・9 (略)

10 機構は、第八項の規定により納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

11 (略)

12 第八項から前項までに定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

13 機構は、承継債権管理回収業務を終えたときは、承継債権管理回収勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際承継債権管理回収勘定に属する資産及び負債を年金特別会計に帰属させるものとする。

14 機構は、年金担保債権管理回収業務を終えたときは、年金担保

という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定(以下この条においてそれぞれ「承継債権管理回収勘定」及び「承継教育資金貸付けあつせん勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(新設)

(新設)

6・7 (略)

8 機構は、第六項の規定により納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

9 (略)

10 第六項から前項までに定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

11 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を年金特別会計に帰属させるものとする。

(新設)

債権管理回収勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際年金担保債権管理回収勘定に属する資産及び負債を年金特別会計に帰属させるものとする。ただし、令和二年改正法第二十八条の規定による改正前の第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受けていた者が死亡し、その相続人から担保に供された厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく年金たる給付の支払を受けた金銭をもつて当該担保に係る貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払の請求があつた場合におけるその支払に係る資産及び負債は、政令で定めるところにより、承継債権管理回収勘定に帰属させるものとする。

15] 機構は、労災年金担保債権管理回収業務を終えたときは、労災年金担保債権管理回収勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際労災年金担保債権管理回収勘定に属する資産及び負債を労働保険特別会計に帰属させるものとする。

16] 機構は、第十三項の規定により承継債権管理回収勘定を廃止したとき又は前項の規定により労災年金担保債権管理回収勘定を廃止したときは、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は労災年金担保債権管理回収勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

17] 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務、年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(削る)	(削る)	(削る)
------	------	------

(新設)

12] 機構は、前項の規定により承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止したときは、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

13] 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第二項	金額	金額及び年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第四条第二項の規定に
--------	----	---

第十四条第一項	業務	業務並びに附則第五条の二第一項に規定する業務及び同条第二項各号に定める業務
第十四条第二項	(略)	(略)
第十四条第二項	金融機関	金融機関その他政令で定める法人
第十四条第三項	第一項	第一項(附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第十六条第一項	金融機関 業務	金融機関その他政令で定める法人 業務及び附則第五条の二第二項各号に定める業務
第十六条第二項	勘定	勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定
	前項	前項(同条第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)
	同項	前項
第十六条第四項	前三項	前三項(附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する第一項及び第二項の規定を適用する場合を含む。)

第十四条第一項	業務	より政府から出資があったものとされた金額 業務並びに附則第五条の二第一項に規定する業務
(新設)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
第十四条第三項	第一項	第一項(附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第十六条第一項	第十二条第一項	第十二条第一項及び附則第五条の二第三項
第十六条第二項	同条第五号に掲げる業務に係る勘定	同条第五号に掲げる業務に係る勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する承継教育資金貸付けあつせん勘定
(新設)	(新設)	(新設)

第十七条第一項	業務	業務並びに附則第五条の二第二項第一号に定める業務
第十七条第二項及び第三項	前項	前項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条第六項	前各項	前各項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する第一項から第三項までの規定を適用する場合を含む。）
第二十条	業務	業務並びに附則第五条の二第二項第一号に定める業務
第二十一条第一項	前二条	前二条（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する前条の規定を適用する場合を含む。）
第二十一条第二項	前項	前項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十四条第一項	金融機関 同条第二項及び第三項	第十四条第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 金融機関その他政令で定める法人 第十四条第二項及び第三項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十四条第一項	又は医療 図るため	若しくは医療 図るため、又は厚生年金保険法（

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
第二十四条第一項	掲げる業務	掲げる業務並びに附則第五条の二第一項及び第三項に規定する業務

第二十四條第一項			第二十五條第一項	第二十四條第一項	
第三十一條	金融機関を	第二十一條	金融機関（第二十一條第二項）	第十四條第一項	掲げる業務
第三十一條（附則第五條の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	金融機関その他政令で定める法人を	第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	金融機関その他政令で定める法人（第二十一條第二項（附則第五條の二第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））	第十四條第一項（附則第五條の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	昭和二十九年法律第百十五号）若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付（厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあつては、政府が支給するものに限る。）の受給権者若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付の受給権者の生活の安定に資するため掲げる業務並びに附則第五條の二第一項に規定する業務及び同條第二項各号に定める業務

(新設)			第二十五條第一項及び第二十七條第一号	(新設)	
			第十四條第一項	(新設)	
			第十四條第一項（附則第五條の二第十三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	(新設)	

第二十五条第 二項	前項	前項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十五条第 三項	第一項	第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十七条第 一 号	第十四条第 一 項	第十四条第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第十七条第 一 項	第十七条第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第二十条	第二十条（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十七条第 三 号	第十六条第 一 項	第十六条第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十一条	第二十五条 第一 項	第二十五条第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）
	同項	第二十五条第一項

18 第一項及び第三項の規定により機構が承継債権管理回収業務を行う場合には、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十五条第二項中「又はこの法律」とあるのは、「この法律又は独立行政法人福祉医療機構法」とする。

第二十九条	業務	業務並びに附則第五条の二第一項に規定する業務
第三十二条	第二十五条 第一 項	第二十五条第一項（附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十五条第二項中「又はこの法律」とあるのは、「この法律又は独立行政法人福祉医療機構法」とする。

19| 第一項及び第三項の規定により機構が承継債権管理回収業務を行う場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十一条第三項の規定によるほか、第八項又は第九項の規定による納付金は、年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とする。

20| 第一項及び第三項の規定により機構が承継債権管理回収業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第六項の規定によるほか、第八項又は第九項の規定による納付金は、年金特別会計の業務勘定の歳入とする。

21| 第一項及び第三項の規定により機構が承継債権管理回収業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第二項の規定によるほか、第八項又は第九項の規定による納付金は、年金特別会計の国民年金勘定の歳入とする。

22| 第二項第一号及び第三項の規定により機構が年金担保債権管理回収業務を行う場合には、令和二年改正法附則第八十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律第百十一条第六項第一号へ中「第十六条第二項」とあるのは、「第十六条第二項及び独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」とする。

23| 第二項第二号及び第三項の規定により機構が労災年金担保債権管理回収業務を行う場合には、令和二年改正法附則第八十六条の

15| 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十一条第三項の規定によるほか第六項又は第七項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第六項第一号へ中「独立行政法人福祉医療機構法附則第五條の二第十三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」と、同法第百十四條第九項中「第十六条第二項」とあるのは「附則第五條の二第十三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」とする。

16| 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第六項の規定によるほか、第六項又は第七項の規定による納付金は、年金特別会計の業務勘定の歳入とする。

17| 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第二項の規定によるほか、第六項又は第七項の規定による納付金は、年金特別会計の国民年金勘定の歳入とする。

（新設）

（新設）

規定による改正後の特別会計に関する法律第九十九条第一項第一号ホ中「第十四条第三項及び」とあるのは「第十四条第三項、」と、「の規定」とあるのは「及び独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項の規定」とする。

24 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第三条から第九条までの規定は、第一項に規定する業務及び第二項各号に定める業務を行う場合について準用する。

25 承継債権管理回収業務、年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務は、第三十二条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

（一時金の支払の業務）

第五条の三（略）

2 （略）
3 第一項の業務は、第三十二条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

（補償金の支払の業務）

第五条の五 機構は、第十二条第一項並びに附則第五条の二第一項から第三項まで及び第五条の三第一項に規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。

一 三 （略）

2 （略）

3 第一項の業務は、第三十二条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

（新設）

18 承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項第十二号に掲げる業務とみなす。

（一時金の支払の業務）

第五条の三（略）

2 （略）
3 第一項の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

（補償金の支払の業務）

第五条の五 機構は、第十二条第一項並びに附則第五条の二第一項及び第二項並びに第五条の三第一項に規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。

一 三 （略）

2 （略）

3 第一項の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの（イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる定めた期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの</p> <p>三 八 (略)</p> <p>九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその</p>	<p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの（イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる所定の期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 二月以内の期間を定めて使用される者</p> <p>三 八 (略)</p> <p>九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその</p>

一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからハまでのいずれかの要件に該当するもの
イ (略)
(削る)

2
ロ・ハ (略)

3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。

一 次に掲げる事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ〜ヘ (略)

ト 焼却、清掃又はと殺の事業

チ〜タ (略)

レ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業

二 (略)

4〜7 (略)

8 この法律において「日雇労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの(同一の事業所において、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる定めた期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合(所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至つた場合を除く。))を除く。

一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの
イ (略)
ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。

2
ハ・ニ (略)

3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。

一 次に掲げる事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ〜ヘ (略)

ト 焼却、清掃又はとさつの事業

チ〜タ (略)

(新設)

二 (略)

4〜7 (略)

8 この法律において「日雇労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの(同一の事業所において、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる所定の期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合(所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至つた場合を除く。))を除く。

イ (略)

ロ 二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定められた期間を超えて使用されることが見込まれないもの

二・三 (略)

9 (略)

附則

第五条の四 令和元年度において、国庫は、第五百五十一条、第五百五十三条、第五百五十四条及び附則第五条の二に規定する費用のほか、協会が拠出すべき介護納付金の納付に要する費用の額に介護保険法附則第十三条第一項に規定する概算納付金の額に対する同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額の割合を乗じて得た額に第五百五十三条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。この場合において、第六十条第十六項中「の額」とあるのは、「の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から附則第五条の四の規定による国庫補助の額を控除した額）」とする。

第五条の六 令和元年度においては、第五百五十三条及び第五百五十四条並びに附則第四条の四、第五条、第五条の二及び第五条の四の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第五百五十三条及び第五百五十四条第一項、附則第四条の四の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第五百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二及び第五条の四の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して

イ (略)

ロ 二月以内の期間を定めて使用される者

二・三 (略)

9 (略)

附則

第五条の四 平成三十一年度において、国庫は、第五百五十一条、第五百五十三条、第五百五十四条及び附則第五条の二に規定する費用のほか、協会が拠出すべき介護納付金の納付に要する費用の額に介護保険法附則第十三条第一項に規定する概算納付金の額に対する同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額の割合を乗じて得た額に第五百五十三条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。この場合において、第六十条第十六項中「の額」とあるのは、「の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から附則第五条の四の規定による国庫補助の額を控除した額）」とする。

第五条の六 平成三十一年度においては、第五百五十三条及び第五百五十四条並びに附則第四条の四、第五条、第五条の二及び第五条の四の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第五百五十三条及び第五百五十四条第一項、附則第四条の四の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第五百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二及び第五条の四の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して

得た額) から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一〇三 (略)

第五条の七 令和二年度以降の一の事業年度においては、第二百五三条及び第二百五十四条並びに附則第四条の四から第五条の二までの規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第二百五十三条及び第二百五十四条第一項、附則第四条の四の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第二百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額(第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額)から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一〇三 (略)

して得た額) から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一〇三 (略)

第五条の七 平成三十二年以降の一の事業年度においては、第二百五十三条及び第二百五十四条並びに附則第四条の四から第五条の二までの規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第二百五十三条及び第二百五十四条第一項、附則第四条の四の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第二百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額(第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額)から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一〇三 (略)

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（抄）（附則第四十二条関係）【公布日、公布日から起算して二十日を経過した日又は令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齢基礎年金の特例）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、「七十五歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日（次号において「十年を経過した日」という。）」と、「七十五歳に達した日」とあるのは「十年を経過した日」とする。</p> <p>6・7（略）</p> <p>（障害基礎年金等の支給要件の特例）</p> <p>第二十条 初診日が令和八年四月一日前にある傷病による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二</p>	<p>附 則</p> <p>（六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齢基礎年金の特例）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、「七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする。</p> <p>6・7（略）</p> <p>（障害基礎年金等の支給要件の特例）</p> <p>第二十条 初診日が平成三十八年四月一日前にある傷病による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二</p>

項、同法第三十条の三第二項、同法第三十四条第五項及び同法第三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法第三十条第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間（当該初診日において被保険者でなかつた者については、当該初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの一年間）のうち被保険者期間がないときを除く。）とする。ただし、当該障害に係る者が当該初診日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

2 令和八年四月一日前に死亡した者について国民年金法第三十七条ただし書の規定を適用する場合には、同条ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間（当該死亡日において被保険者でなかつた者については、当該死亡日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの一年間）のうち被保険者期間がないときを除く。）とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

(国民年金事業に要する費用の負担の特例)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 国庫は、毎年度、次の各号に掲げる費用について、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

一 当該年度における老齢基礎年金（その全額につき支給を停止

第二項、同法第三十条の三第二項、同法第三十四条第五項及び同法第三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法第三十条第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間（当該初診日において被保険者でなかつた者については、当該初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの一年間）のうち被保険者期間がないときを除く。）とする。ただし、当該障害に係る者が当該初診日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

2 平成三十八年四月一日前に死亡した者について国民年金法第三十七条ただし書の規定を適用する場合には、同条ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間（当該死亡日において被保険者でなかつた者については、当該死亡日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの一年間）のうち被保険者期間がないときを除く。）とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

(国民年金事業に要する費用の負担の特例)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 国庫は、毎年度、次の各号に掲げる費用について、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

一 当該年度における老齢基礎年金（その全額につき支給を停止

されているものを除く。)の受給権者に国民年金基金又は国民年金基金連合会が支給する年金に要する費用 二百円(国民年金法第二十八条又は附則第九条の二若しくは第九条の二の二の規定による老齢基礎年金の受給権者に基金が支給する年金については、政令で定める額)に当該国民年金基金の加入員期間(同法第三百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ。)又は当該国民年金基金連合会がその支給に關する義務を負っている年金の額の計算の基礎となる国民年金基金の加入員期間の月数を乗じて得た額の四分の一に相当する額

5
二 (略)

(厚生年金保険の被保険者の種別の変更)

第四十六条 厚生年金保険法第十八条、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第二百二条第一項(第一号及び第二号に限る。)及び第四百四条、平成二十五年改正法附則第八十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第十九条の二、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第二百二十八条並びに平成二十五年改正法附則第九十四条(第一号に限る。)の規定は、厚生年金保険の被保険者の種別の変更(第一種被保険者(旧厚生年金保険法第三条第一項第一号に規定する第一種被保険者を含む。))と第三種被保険者(旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者を含む。))との間の変更をいう。)について準用する。

されているものを除く。)の受給権者に国民年金基金又は国民年金基金連合会が支給する年金に要する費用 二百円(国民年金法第二十八条又は附則第九条の二の規定による老齢基礎年金の受給権者に基金が支給する年金については、政令で定める額)に当該国民年金基金の加入員期間(同法第三百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ。)又は当該国民年金基金連合会がその支給に關する義務を負っている年金の額の計算の基礎となる国民年金基金の加入員期間の月数を乗じて得た額の四分の一に相当する額

5
二 (略)

(厚生年金保険の被保険者の種別の変更)

第四十六条 厚生年金保険法第十八条、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第二百二条(第一号及び第二号に限る。)及び第四百四条、平成二十五年改正法附則第八十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第十九条の二、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第二百二十八条並びに平成二十五年改正法附則第九十四条(第一号に限る。)の規定は、厚生年金保険の被保険者の種別の変更(第一種被保険者(旧厚生年金保険法第三条第一項第一号に規定する第一種被保険者を含む。))と第三種被保険者(旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者を含む。))との間の変更をいう。)について準用する。

(障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十四条 初診日が令和八年四月一日前にある傷病による障害について厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項、第五十四条第三項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、同法第四十七条第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき(当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。)」とする。ただし、当該障害に係る者が当該初診日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

2 令和八年四月一日前に死亡した者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定を適用する場合には、同項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき(当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間(当該死亡日において国民年金の被保険者でなかった者については、当該死亡日の属する月の前々月以前における直近の国民年金の被保険者期間に係る月までの一年間)のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。)」とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

(障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十四条 初診日が平成三十八年四月一日前にある傷病による障害について厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項、第五十四条第三項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、同法第四十七条第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき(当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。)」とする。ただし、当該障害に係る者が当該初診日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

2 平成三十八年四月一日前に死亡した者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定を適用する場合には、同項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき(当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間(当該死亡日において国民年金の被保険者でなかった者については、当該死亡日の属する月の前々月以前における直近の国民年金の被保険者期間に係る月までの一年間)のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。)」とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齢基礎年金の特例）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、「七十五歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日（次号において「十年を経過した日」という。）」と、「七十五歳に達した日」とあるのは「十年を経過した日」と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日」と、「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日」とする。</p> <p>6・7（略）</p>	<p>附 則</p> <p>（六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齢基礎年金の特例）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、「七十五歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日（次号において「十年を経過した日」という。）」と、「七十五歳に達した日」とあるのは「十年を経過した日」とする。</p> <p>6・7（略）</p>

(厚生年金基金の老齢年金給付の基準の特例)

第八十二条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出(同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。附則第八十四条第三項及び第四項において同じ。)をしたものに基づき金が支給する老齢年金給付については、第一項中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

(厚生年金基金の老齢年金給付の基準の特例)

第八十二条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

◎ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）（抄）（附則第四十六条関係）【令和三年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（長期給付に要する費用の負担の特例）</p> <p>第三十一条 国は、政令で定めるところにより、共済法第九十九条第四項の規定によるほか、毎年度、当該事業年度において支払われる長期給付（共済法第七十三条第一項各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。）に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 共済法第二百二条第三項の規定は、前項の規定により国が負担する金額について準用する。</p> <p>（旧共済法による長期給付に要する費用の負担）</p> <p>第六十四条 旧共済法による年金（施行日以後に支給される旧共済法又は旧公企体共済法の規定による一時金を含む。）の給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 当該費用のうち、附則第三十一条第一項の規定により国が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については</p>	<p>附 則</p> <p>（長期給付に要する費用の負担の特例）</p> <p>第三十一条 国等（共済法第九十九条第四項（共済法附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。）は、政令で定めるところにより、共済法第九十九条第四項の規定によるほか、毎年度、当該事業年度において支払われる長期給付（共済法第七十三条第一項各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。）に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 共済法第二百二条第三項の規定は、前項の規定により国等が負担する金額について準用する。</p> <p>（旧共済法による長期給付に要する費用の負担）</p> <p>第六十四条 旧共済法による年金（施行日以後に支給される旧共済法又は旧公企体共済法の規定による一時金を含む。）の給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 当該費用のうち、附則第三十一条第一項の規定により国等が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については</p>

五、同項の規定の例により、国が負担する。
(略)

五、は、同項の規定の例により、国等が負担する。
(略)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（任意加入被保険者の特例）</p> <p>第十一条 昭和三十年四月一日以前に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。</p> <p>一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 〳 7 （略）</p> <p>8 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日に、当該被保険者の資格を喪失する。）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚</p>	<p>附 則</p> <p>（任意加入被保険者の特例）</p> <p>第十一条 昭和三十年四月一日以前に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。</p> <p>一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者</p> <p>二 （略）</p> <p>2 〳 7 （略）</p> <p>8 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日に、当該被保険者の資格を喪失する。）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p>

9
～
11
(略) 生労働省令で定める者となつたとき。

9
～
11
(略)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（任意加入被保険者の特例）</p> <p>第 十 一 条 （略）</p> <p>2 5 4 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>5 7 （略）</p> <p>8 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によって当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。</p> <p>9 10 一 5 三 （略）</p> <p>第 十 八 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 厚生年金保険法第四十四条及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）</p> <p>（附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するもの</p>	<p>附 則</p> <p>（任意加入被保険者の特例）</p> <p>第 十 一 条 （略）</p> <p>2 5 4 （略）</p> <p>5 国民年金法第十三条第一項の規定は、第二項（第一項第二号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出があつた場合に準用する。</p> <p>6 8 （略）</p> <p>9 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第七項の規定によって当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。</p> <p>10 11 一 5 三 （略）</p> <p>第 十 八 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 厚生年金保険法第四十四条及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）</p> <p>（附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するもの</p>

とされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十八條第二項においてその例によるものとされた附則第九条の第二項の規定」と、「同條」とあるのは「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十八條第二項においてその例によるものとされた附則第九条の第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二條第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項、平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四

とされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十八條第二項においてその例によるものとされた附則第九条の第二項の規定」と、「同條」とあるのは「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十八條第二項においてその例によるものとされた附則第九条の第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二條第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項、平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金

条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 (略)

第十九条 (略)

2 (略)

3 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十九條第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条

保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 (略)

第十九条 (略)

2 (略)

3 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十九條第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年

第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4
(略)

5 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時）」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時）」

法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4
(略)

5 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時）」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時）」

と、「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九條及び同法附則第十九條第四項においてその例によるものとされた附則第九條の第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三條第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至った月から、年金の額を改定する」と、「同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九條第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保險法第四十四條の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二條第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四號。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八號。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項、平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼

と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九條及び同法附則第十九條第四項においてその例によるものとされた附則第九條の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三條第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至った月から、年金の額を改定する」と、「同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九條第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保險法第四十四條の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二條第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四號。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八號。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項、平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保險法等の一部を改正する法律（平成二十五

性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

658（略）

第二十条（略）

2（略）

3 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和

年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

658（略）

第二十条（略）

2（略）

3 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八

六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4
(略)

5 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第

十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4
(略)

5 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則

「三項」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則第二十条第四項においてその例によるものとされた附則第九条の第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至った月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の第二項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の第二項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成

第二十條第四項においてその例によるものとされた附則第九条の第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至った月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の第二項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の第二項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力

二十五年法律第六十三号) 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6(8) (略)

第二十条の二 (略)

2 (略)

3 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号) 附則第二十条の二第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 以下「昭和六十年改正法」という。

を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6(8) (略)

第二十条の二 (略)

2 (略)

3 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号) 附則第二十条の二第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 以下「昭和六十年改正法」という。 附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改

）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時）」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時）」と、「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及

正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時）」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時）」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則第二十条の二第四項においてその例によるものとされた附則

び同法附則第二十条の二第四項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第三百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定

第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第三百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正

によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6（8）（略）

（老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置）

第二十一条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（同法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十四条第三項及び第四項において「被保険者等である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額（同法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）と老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が同法第四十六条第三項に規定する支給停止調整額（以下この項において「支給停止調

前の第三百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6（8）（略）

（老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置）

第二十一条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（同法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十四条第三項及び第四項において「被保険者等である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額（同法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）と老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が同法附則第十一条第二項に規定する支給停止調整開始額（以下この項において「支給

「調整額」という。)を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2・3 (略)

(老齢厚生年金等の受給権者に係る老齢基礎年金の支給の繰上げ

「調整開始額」という。)を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が厚生年金保険法附則第十一条第三項に規定する支給停止調整変更額(次号から第四号までにおいて「支給停止調整変更額」という。)以下であるとき。総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

2・3 (略)

(老齢厚生年金等の受給権者に係る老齢基礎年金の支給の繰上げ

の特例等)

第二十七条 (略)

2514 (略)

15 厚生年金保険法第四十四条の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が附則第十九条第一項に規定する者であるものに限る。)の額について準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(その年齢に達した当時」と、「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項又は同法附則第二十七条第六項、第九項若しくは第十二項」と、「第四十三条の規定」とあるのは「第四十三条第一項及び附則第九条並びに同法附則第二十七条第六項、第九項及び第十二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項若しくは同法附則第二十七条第六項、第九項若しくは第十二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

16 厚生年金保険法第四十四条の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が附則第二十条第一項に規定する者であるものに限る。)の額について準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十条第一項の表の下欄

の特例等)

第二十七条 (略)

2514 (略)

15 厚生年金保険法第四十四条の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が附則第十九条第一項に規定する者であるものに限る。)の額について準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(その年齢に達した当時」と、「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項若しくは同法附則第二十七条第六項、第九項若しくは第十二項」と、「第四十三条の規定」とあるのは「第四十三条第一項及び附則第九条並びに同法附則第二十七条第六項、第九項及び第十二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項若しくは同法附則第二十七条第六項、第九項若しくは第十二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

16 厚生年金保険法第四十四条の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が附則第二十条第一項に規定する者であるものに限る。)の額について準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十条第一項の表の下欄

に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項又は同法附則第二十七條第六項、第十項若しくは第十三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「第四十三條第一項及び附則第九條並びに同法附則第二十七條第六項、第十項及び第十三項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三條第三項若しくは同法附則第二十七條第六項、第十項若しくは第十三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

17 厚生年金保険法第四十四條の規定は、繰上げ調整額が加算された老齡厚生年金（その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。）の額について準用する。この場合において、同法第四十四條第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項又は同法附則第二十七條第六項、第十一項若しくは第十四項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「第四十三條第一項及び附則第九條並びに同法附則第二十七條第六項、第十一項及び第十四項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三條第三項若しくは同法附則第二十七條第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十

に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三條第三項」とあるのは「第四十三條第三項若しくは同法附則第二十七條第六項、第十項若しくは第十三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「第四十三條第一項及び附則第九條並びに同法附則第二十七條第六項、第十項及び第十三項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三條第三項若しくは同法附則第二十七條第六項、第十項若しくは第十三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

17 厚生年金保険法第四十四條の規定は、繰上げ調整額が加算された老齡厚生年金（その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。）の額について準用する。この場合において、同法第四十四條第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三條第三項」とあるのは「第四十三條第三項若しくは同法附則第二十七條第六項、第十一項若しくは第十四項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「第四十三條第一項及び附則第九條並びに同法附則第二十七條第六項、第十一項及び第十四項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三條第三項若しくは同法附則第二十七條第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上

十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

18・19 (略)

(加給年金額に関する経過措置)

第三十条 (略)

2 附則第十九条第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が附則第十九条第一項に規定する者であるものに限る。)であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものの受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年年法律第九十五号)附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き(その年齢に達した当時、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項又は同法附則第二十七条第六項、第九項若しくは第十二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年

となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

18・19 (略)

(加給年金額に関する経過措置)

第三十条 (略)

2 附則第十九条第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が附則第十九条第一項に規定する者であるものに限る。)であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものの受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年年法律第九十五号)附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き(その年齢に達した当時、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項又は同法附則第二十七条第六項、第九項若しくは第十二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した

齢に達したときから引き続き」とする。

3 附則第二十条第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十条第一項に規定する者であるものに限る。）であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものの受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き（その年齢に達した当時、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項又は同法附則第二十七条第六項、第十項若しくは第十三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とする。

4 附則第二十条の二第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。）であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものの受給権者であ

ときから引き続き」とする。

3 附則第二十条第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十条第一項に規定する者であるものに限る。）であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものの受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き（その年齢に達した当時、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項又は同法附則第二十七条第六項、第十項若しくは第十三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とする。

4 附則第二十条の二第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。）であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものの受給権者であ

つた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き（その年齢に達した当時、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項又は同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とする。

つた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き（その年齢に達した当時、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項又は同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とする。

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（抄）（附則第四十九条関係）【令和三年四月一日、令和四年四月一日又は令和五年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（改正前国共済法による給付等）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2～13（略）</p> <p>14 第一項及び第二項に規定する年金たる給付は、厚生年金保険法第七十七条第一項、第七十八条第一項、第九十二条第三項、第九十六条第一項、第九十七条第一項及び第百条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する年金たる保険給付とみなし、同法第九十条第一項及び第五項、第九十二条第一項並びに第百条第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する保険給付とみなす。</p> <p>15（略）</p> <p>（退職特例年金給付の繰下げの申出の特例）</p> <p>第三十三条の二（略）</p> <p>2 旧適用法人施行日前期間を有する者が老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしないで当該老齢厚生年金の請求を行った場合（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされる場合に限る。）における前条第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法第</p>	<p>附 則</p> <p>（改正前国共済法による給付等）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2～13（略）</p> <p>14 第一項及び第二項に規定する年金たる給付は、厚生年金保険法第七十七条第一項、第七十八条第一項、第九十二条第二項、第九十六条第一項、第九十七条第一項及び第百条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する年金たる保険給付とみなし、同法第九十条第一項及び第五項、第九十二条第一項並びに第百条第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する保険給付とみなす。</p> <p>15（略）</p> <p>（退職特例年金給付の繰下げの申出の特例）</p> <p>第三十三条の二（略）</p> <p>（新設）</p>

七十八条の二の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(存続組合等に係る費用の負担)

第五十四条 存続組合（指定基金を含む。次項、第三項及び第六項において同じ。）が特例業務として支給する年金たる長期給付及び一時金たる給付に要する費用については、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める者が負担する。

- 一 (略)
- 二 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用 国

三 (略)

2 (略)

3 附則第二十条の規定により毎年度存続組合が納付するものとする費用については、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる当該費用の区分に応じ、当該各号に定める者が負担する。

- 一 (略)
- 二 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用 国

三 (略)

4 5 6 (略)

(存続組合等に係る費用の負担)

第五十四条 存続組合（指定基金を含む。次項、第三項及び第六項において同じ。）が特例業務として支給する年金たる長期給付及び一時金たる給付に要する費用については、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める者が負担する。

- 一 (略)
- 二 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国等（同項に規定する国等をいう。第三項第二号において同じ。）が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用 国

三 (略)

2 (略)

3 附則第二十条の規定により毎年度存続組合が納付するものとする費用については、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる当該費用の区分に応じ、当該各号に定める者が負担する。

- 一 (略)
- 二 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国等が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用 国

三 (略)

4 5 6 (略)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（厚生年金基金の老齢年金給付に関する経過措置）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。附則第二十三条第三項及び第二十四条第五項において同じ。）をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に政令で定める額を加算した額」と、第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項中「合算した額」とあるのは「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（厚生年金基金の老齢年金給付に関する経過措置）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に政令で定める額を加算した額」と、第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項中「合算した額」とあるのは「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。</p>

◎ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）（抄）（附則第五十一条関係）
 令和四年四月一日施行【

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国民年金の任意加入被保険者の特例） 第八条（略）</p> <p>2 前項の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号に該当する者とみなされたものは、<u>同条第五項の規定</u>によって国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、<u>同条第八項の規定</u>にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に国民年金の被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（発効日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する特例） 第十八条 社会保障協定の効力発生の日（二以上の相手国期間を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日というものとする。以下「発効日」という。）において、六十五歳を超える者であつて第十条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年経過日」という。）」と、<u>「六十五歳に達した」とあるのは「当該</u></p>	<p>（国民年金の任意加入被保険者の特例） 第八条（略）</p> <p>2 前項の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号に該当する者とみなされたものは、<u>同条第六項の規定</u>によって国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、<u>同条第九項の規定</u>にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に国民年金の被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（発効日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する特例） 第十八条 社会保障協定の効力発生の日（二以上の相手国期間を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日というものとする。以下「発効日」という。）において、六十五歳を超える者であつて第十条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」と、<u>「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、</u>「六十六</p>

老齡基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した日」とあるのは「一年経過日」と、同条第二項中「六十六歳に達した日」とあるのは「一年経過日」と、「七十五歳に達する日」とあるのは「老齡基礎年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日（次号において「十年経過日」という。）」と、「七十五歳に達した日」とあるのは「十年経過日」とする。

2
(略)

歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齡基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」と、「七十歳に達する日」とあるのは「老齡基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする。

2
(略)

◎ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）（抄）（附則第五十二条関係）
 令和五年四月一日施行【

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（発効日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に 関する特例）</p> <p>第十八条 社会保障協定の効力発生の日（二以上の相手国期間を有 する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に 応じ当該社会保障協定の効力発生の日をいうものとする。以下「 発効日」という。）において、六十五歳を超える者であつて第十 条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したもの に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第 一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した 日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年経 過日」という。）」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該 老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した日」 とあるのは「一年経過日」と、同条第二項中「六十六歳に達した 日」とあるのは「一年経過日」と、「七十五歳に達する日」とあ るのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十年を 経過した日（次号において「十年経過日」という。）」と、「七 十五歳に達した日」とあるのは「十年経過日」と、同条第五項中 「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を取得した日から 起算して五年を経過した日」と、「八十歳に達した日」とあるの は「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年 を経過した日」とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（発効日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に 関する特例）</p> <p>第十八条 社会保障協定の効力発生の日（二以上の相手国期間を有 する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に 応じ当該社会保障協定の効力発生の日をいうものとする。以下「 発効日」という。）において、六十五歳を超える者であつて第十 条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したもの に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第 一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した 日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年経 過日」という。）」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該 老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した日」 とあるのは「一年経過日」と、同条第二項中「六十六歳に達した 日」とあるのは「一年経過日」と、「七十五歳に達する日」とあ るのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十年を 経過した日（次号において「十年経過日」という。）」と、「七 十五歳に達した日」とあるのは「十年経過日」とする。</p> <p>2 （略）</p>

◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）（附則第五十五条関係）【公布日、令和三年四月一日又は令和四年四月一日】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（老齢厚生年金等の支給の停止に関する特例）</p> <p>第十三条 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（次条第一項及び附則第十六条に規定する者を除く。）が厚生年金保険法の被保険者（施行日前から引き続き当該被保険者たる国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。）である日（改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。次項において「被保険者である日」という。）、「国會議員若しくは地方公共団体の議会の議員（施行日前から引き続き国會議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（次項において「国會議員等である日」という。）又は改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する七十歳以上の使用される者（施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。）である日が属する月（施行日の属する月以後の月に限る。）において、同項に規定する総報酬月額相当額（次条第二項及び附則第十五条第二項において「総報酬月額相当額」という。）と改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する基本月額</p>	<p>附 則</p> <p>（老齢厚生年金等の支給の停止に関する特例）</p> <p>第十三条 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（次条第一項及び附則第十六条に規定する者を除く。）が厚生年金保険法の被保険者（施行日前から引き続き当該被保険者たる国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。）である日（改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。次項において「被保険者である日」という。）、「国會議員若しくは地方公共団体の議会の議員（施行日前から引き続き国會議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（次項において「国會議員等である日」という。）又は改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する七十歳以上の使用される者（施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。）である日が属する月（施行日の属する月以後の月に限る。）において、同項に規定する総報酬月額相当額（次条第二項及び附則第十五条第二項において「総報酬月額相当額」という。）と改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する基本月額</p>

(次条第二項において「基本月額」という。)との合計額から支給停止調整額(改正後厚生年金保険法第四十六条第三項に規定する支給停止調整額をいう。以下同じ。)を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

2 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者(附則第十五条第一項及び第十六条に規定する者を除く。)が被保険者である日又は国會議員等である日が属する月(施行日の属する月以後の月に限る。)において、総報酬月額相当額と厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する基本月額(以下この項及び附則第十五条第二項において「基本月額」という。)との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額(その額が、総報酬月額相当額と基本月額の合計額から三十五万円を控除した額を超えるときは、総報酬月額相当額と基本月額の合計額から三十五万円を控除した額とする。)に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

(削る)

(次条第二項において「基本月額」という。)との合計額から支給停止調整額(改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する支給停止調整額をいう。次条第二項において同じ。)を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

2 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者(附則第十五条第一項及び第十六条に規定する者を除く。)が被保険者である日又は国會議員等である日が属する月(施行日の属する月以後の月に限る。)において、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する基本月額(以下この項及び附則第十五条第二項において「基本月額」という。)との合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額(その額が、総報酬月額相当額と基本月額の合計額から三十五万円を控除した額を超えるときは、総報酬月額相当額と基本月額の合計額から三十五万円を控除した額とする。)に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

一 基本月額が支給停止調整開始額(改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整開始額をいう。以下この号から第四号までにおいて同じ。)以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額(改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整変更額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。)以下であるとき、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一

(削る)

(削る)

(削る)

第十五条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて、厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「と老齢厚生年金の額」とあるのは「と老齢厚生年金等の額の合計額（附則第八条の規定による老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。）と、「相当する額に」とあるのは「相当する額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に」とするほか、同条の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な

一を乗じて得た額

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき、支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき、総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき、支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

第十五条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて、改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、同条第一項中「と老齢厚生年金の額」とあるのは「と老齢厚生年金等の額の合計額（附則第八条の規定による老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。）と、「定める額に」とあるのは「定める額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に」とするほか、同条の規定の適用に關し必要な

事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から同項の規定その他の政令で定める規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額（以下この項において「調整前特例支給停止額」という。）を控除した額（以下この項において「調整前老齢厚生年金等合計額」という。）の十分の一に相当する額に調整前特例支給停止額を合算して得た額（以下この項において「特例支給停止相当額」という。）を超えるときは、特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が調整前老齢厚生年金等合計額から三十五万円を控除した額に調整前特例支給停止額を合算して得た額（以下この項において「特定支給停止相当額」という。）を超えるときは、特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しく

読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の規定その他の政令で定める規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額（以下この項において「調整前特例支給停止額」という。）を控除した額（以下この項において「調整前老齢厚生年金等合計額」という。）の十分の一に相当する額に調整前特例支給停止額を合算して得た額（以下この項において「特例支給停止相当額」という。）を超えるときは、特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額が調整前老齢厚生年金等合計額から三十五万円を控除した額に調整前特例支給停止額を合算して得た額（以下この項において「特定支給停止相当額」という。）を超えるときは、特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しく

は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

（改正前国共済法による退職共済年金等の支給の停止に関する特例）

第十七条（略）

2 厚生年金保険法附則第十一条の規定並びに附則第十三条第二項及び第十五条の規定は、同条第一項の政令で定める年金たる給付の支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（脱退一時金の額の計算に係る経過措置）

第二十三条（略）

2（略）

3 第四号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合には、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月（当該最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月）が平成二十五年から令和十年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十五年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率（改正前私学共済法第二十七条第三項の規定により共済規程（私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下この項及び附則第八十五条第二項において同じ。）で定める改正前私学共済法第二十七条第三項に

は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

（改正前国共済法による退職共済年金等の支給の停止に関する特例）

第十七条（略）

2 改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定並びに附則第十三条第二項及び第十五条の規定は、同条第一項の政令で定める年金たる給付の支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（脱退一時金の額の計算に係る経過措置）

第二十三条（略）

2（略）

3 第四号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合には、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月（当該最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月）が平成二十五年から平成四十年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十五年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率（改正前私学共済法第二十七条第三項の規定により共済規程（私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下この項及び附則第八十五条第二項において同じ。）で定める改正前私学共済法第二十七条第三項に

定する割合をいう。以下この項において同じ。）と、平成二十六年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率と、平成二十七年十月から令和八年十月までの月分にあつては附則第八十五条第一項の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率（同条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率）と、令和九年十月分及び令和十年十月分にあつてはそれぞれ厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する率（附則第八十五条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率）とする。

（改正前国共済法による職域加算額の経過措置）

第三十六条（略）

255（略）

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が令和七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ(2)又はロ(2)の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

令和七年十月一日から令和八年九月三十日まで	(略)
令和八年十月一日から令和九年九月三十日まで	(略)
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	(略)

規定する割合をいう。以下この項において同じ。）と、平成二十六年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率と、平成二十七年十月から平成三十八年十月までの月分にあつては附則第八十五条第一項の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率（同条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率）と、平成三十九年十月分及び平成四十年十月分にあつてはそれぞれ厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する率（附則第八十五条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率）とする。

（改正前国共済法による職域加算額の経過措置）

第三十六条（略）

255（略）

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が平成三十七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ(2)又はロ(2)の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

平成三十七年十月一日から平成三十八年九月三十日まで	三十分の二十九
平成三十八年十月一日から平成三十九年九月三十日まで	三十分の二十八
平成三十九年十月一日から平成四十年九月三十日まで	三十分の二十七

令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	(略)
令和十一年十月一日から令和十二年九月三十日まで	(略)
令和十二年十月一日から令和十三年九月三十日まで	(略)
令和十三年十月一日から令和十四年九月三十日まで	(略)
令和十四年十月一日から令和十五年九月三十日まで	(略)
令和十五年十月一日から令和十六年九月三十日まで	(略)
令和十六年十月一日以降	(略)

7
12 (略)

(費用の負担)

第四十九条 国家公務員共済組合連合会が附則第三十二条、第三十六条、第三十七条及び第四十一条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一〜三 (略)

四 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国が負担する。

(改正前地共済法による職域加算額の経過措置)
第六十条 (略)

平成四十年十月一日から平成四十一年九月三十日まで	三十分の二十六
平成四十一年十月一日から平成四十二年九月三十日まで	三十分の二十五
平成四十二年十月一日から平成四十三年九月三十日まで	三十分の二十四
平成四十三年十月一日から平成四十四年九月三十日まで	三十分の二十三
平成四十四年十月一日から平成四十五年九月三十日まで	三十分の二十二
平成四十五年十月一日から平成四十六年九月三十日まで	三十分の二十一
平成四十六年十月一日以降	三十分の二十

7
12 (略)

(費用の負担)

第四十九条 国家公務員共済組合連合会が附則第三十二条、第三十六条、第三十七条及び第四十一条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一〜三 (略)

四 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国等(同項に規定する国等をいう。以下この号において同じ。)が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国等が負担する。

(改正前地共済法による職域加算額の経過措置)
第六十条 (略)

255 (略)

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が令和七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ(2)又はロ(2)の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

令和七年十月一日から令和八年九月三十日まで	(略)
令和八年十月一日から令和九年九月三十日まで	(略)
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	(略)
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	(略)
令和十一年十月一日から令和十二年九月三十日まで	(略)
令和十二年十月一日から令和十三年九月三十日まで	(略)
令和十三年十月一日から令和十四年九月三十日まで	(略)
令和十四年十月一日から令和十五年九月三十日まで	(略)
令和十五年十月一日から令和十六年九月三十日まで	(略)

255 (略)

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が平成三十七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ(2)又はロ(2)の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

平成三十七年十月一日から平成三十八年九月三十日まで	三十分の二十九
平成三十八年十月一日から平成三十九年九月三十日まで	三十分の二十八
平成三十九年十月一日から平成四十年九月三十日まで	三十分の二十七
平成四十年十月一日から平成四十一年九月三十日まで	三十分の二十六
平成四十一年十月一日から平成四十二年九月三十日まで	三十分の二十五
平成四十二年十月一日から平成四十三年九月三十日まで	三十分の二十四
平成四十三年十月一日から平成四十四年九月三十日まで	三十分の二十三
平成四十四年十月一日から平成四十五年九月三十日まで	三十分の二十二
平成四十五年十月一日から平成四十六年九月三十日まで	三十分の二十一

令和十六年十月一日以降

7
12 (略)

(略)

第八十五条 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下この条において「第四号厚生年金被保険者」という。）の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

(略)	(略)
平成三十一年四月から令和二年三月までの月分	(略)
令和二年四月から令和三年三月までの月分	(略)
令和三年四月から令和四年三月までの月分	(略)
令和四年四月から令和五年三月までの月分	(略)
令和五年四月から令和六年三月までの月分	(略)
令和六年四月から令和七年三月までの月分	(略)
令和七年四月から令和八年三月までの月分	(略)
令和八年四月から令和九年三月までの月分	(略)

2 厚生年金保険法第八十一条第四項及び前項の規定にかかわらず、第四号厚生年金被保険者の平成二十七年十月から令和十一年八月までの月分の同法による保険料率については、次の各号に掲げ

平成四十六年十月一日以降

7
12 (略)

三十分の二十

第八十五条 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下この条において「第四号厚生年金被保険者」という。）の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

(略)	(略)
平成三十一年四月から平成三十二年三月までの月分	千分の百五十七・七〇
平成三十二年四月から平成三十三年三月までの月分	千分の百六十一・二四
平成三十三年四月から平成三十四年三月までの月分	千分の百六十四・七八
平成三十四年四月から平成三十五年三月までの月分	千分の百六十八・三二
平成三十五年四月から平成三十六年三月までの月分	千分の百七十一・八六
平成三十六年四月から平成三十七年三月までの月分	千分の百七十五・四〇
平成三十七年四月から平成三十八年三月までの月分	千分の百七十八・九四
平成三十八年四月から平成三十九年三月までの月分	千分の百八十二・四八

2 厚生年金保険法第八十一条第四項及び前項の規定にかかわらず、第四号厚生年金被保険者の平成二十七年十月から平成四十一年八月までの月分の同法による保険料率については、次の各号に掲げ

る区分に応じ、当該各号に定める範囲内の率で共済規程で定める率とすることができる。

一 平成二十七年十月から令和九年三月までの月分 前項の表の下欄に定める率から千分の十一・五一（九月から翌年三月までの月分にあつては、千分の七・九七）を控除して得た率から同欄に定める率までの範囲内の率

二 令和九年四月から令和十一年八月までの月分 厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する保険料率から千分の八・四九（令和九年九月から令和十年八月までの月分にあつては千分の四・九五、同年九月から令和十一年八月までの月分にあつては千分の一・四一）を控除して得た率から同項に規定する保険料率までの範囲内の率

3・4 (略)

（株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十二条 附則第三十七条第一項に規定する年金である給付及び附則第四十一条第一項の規定による年金たる給付（これらの給付のうち国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）並びに附則第六十一条第一項に規定する年金である給付及び附則第六十五条第一項の規定による年金たる給付（これらの給付のうち地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定（沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第五項において準用する場合を含む。）の適用については、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金

ける区分に応じ、当該各号に定める範囲内の率で共済規程で定める率とすることができる。

一 平成二十七年十月から平成三十九年三月までの月分 前項の表の下欄に定める率から千分の十一・五一（九月から翌年三月までの月分にあつては、千分の七・九七）を控除して得た率から同欄に定める率までの範囲内の率

二 平成三十九年四月から平成四十一年八月までの月分 厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する保険料率から千分の八・四九（平成三十九年九月から平成四十年八月までの月分にあつては千分の四・九五、同年九月から平成四十一年八月までの月分にあつては千分の一・四一）を控除して得た率から同項に規定する保険料率までの範囲内の率

3・4 (略)

（株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十二条 附則第三十七条第一項に規定する年金である給付及び附則第四十一条第一項の規定による年金たる給付、附則第六十一条第一項に規定する年金である給付及び附則第六十五条第一項の規定による年金たる給付並びに附則第七十九条に規定する年金である給付は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定（沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第五項において準用する場合を含む。）の適用については、前条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

◎ 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）（抄）（附則第五十六条関係）【公布日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>六 第二条及び第四条の規定並びに附則第十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第四項の改正規定（同項中「又は第三項」を削る部分に限る。） 令和三年四月一日</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>六 第二条及び第四条の規定並びに附則第十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第四項の改正規定（同項中「又は第三項」を削る部分に限る。） 平成三十三年四月一日</p>

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（附則第五十七条関係）【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（受給権の保護） 第五十一条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（受給権の保護） 第五十一条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合は、この限りでない。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第二百一十一条 削除</p> <p>第二百三十九条 前条第四項の規定により年金特別会計の業務勘定に 帰属した権利義務に係る附則第一条第三号に掲げる規定の施行の 日以後に生ずる収入のうち、独立行政法人福祉医療機構法附則第 五条の二第八項及び第九項の規定による納付金その他の収入であ って政令で定めるものに相当する金額は、政令で定めるところに より、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特 別会計の健康勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>2 前項の規定により年金特別会計の業務勘定から労働保険特別会 計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定に繰 り入れる場合には、特別会計に関する法律第九十九条第一項若し くは第二項又は第一百一十一条第五項若しくは第七項の規定によるほ か、年金特別会計の業務勘定からの繰入金金は労働保険特別会計の 労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定の歳入と し、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別</p>	<p>附 則</p> <p>（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二百一十一条 附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるも のとされた平成二十二年改正前船員保険法に基づく年金たる給付 の受給権者は、前条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療 機構法第十二条第一項第十二号に規定する厚生年金等受給権者と みなして、同条及び同法第二十四条第一項の規定を適用する。</p> <p>第二百三十九条 前条第四項の規定により年金特別会計の業務勘定に 帰属した権利義務に係る附則第一条第三号に掲げる規定の施行の 日以後に生ずる収入のうち、独立行政法人福祉医療機構法附則第 五条の二第六項及び第七項の規定による納付金その他の収入であ って政令で定めるものに相当する金額は、政令で定めるところに より、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特 別会計の健康勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>2 前項の規定により年金特別会計の業務勘定から労働保険特別会 計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定に繰 り入れる場合には、附則第三百三十七条の規定による改正後の特別 会計に関する法律第九十九条第一項若しくは第二項又は第一百一十 一条第五項若しくは第七項の規定によるほか、年金特別会計の業務 勘定からの繰入金金は労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘 定又は年金特別会計の健康勘定の歳入とし、労働保険特別会計の</p>

会計の健康勘定への繰入金は同会計の業務勘定の歳出とする。

労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定への繰入金は同会計の業務勘定の歳出とする。

◎ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）（抄）
 （附則第六十条関係）【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受給権の保護） 第四条（略） （削る）</p>	<p>（受給権の保護等） 第四条（略） 2 前項の規定にかかわらず、保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、それぞれ当該保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付の受給権とみなして、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号の規定を適用する。</p>

◎ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）（抄）（附則第六十二条関係）
 【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給付を受ける権利の保護） 第十六条の二（略） （削る）</p> <p>2 連合会が支給する第八条第一号及び第二号に規定する年金及び一時金のうち、旧共済組合法に規定する退職年金及び退職一時金に相当するものを受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合には、前項の規定にかかわらず、差し押えることができる。</p>	<p>（給付を受ける権利の保護） 第十六条の二（略）</p> <p>2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができる。</p> <p>3 連合会が支給する第八条第一号及び第二号に規定する年金及び一時金のうち、旧共済組合法に規定する退職年金及び退職一時金に相当するものを受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合には、第一項の規定にかかわらず、差し押えることができる。</p>

◎ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）（附則第六十三条関係）【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（補償を受ける権利） 第七条（略） 2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>（補償を受ける権利） 第七条（略） 2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、年金たる補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

◎ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）（抄）（附則第六十四条関係）【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給付を受ける権利の保護） 第十条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p>	<p>（給付を受ける権利の保護） 第十条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である傷病給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

◎ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）（抄）（附則第六十五条関係）【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（権利の保護等） 第五十五条 消防団員等公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（権利の保護等） 第五十五条 消防団員等公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

◎ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）（抄）（附則第六十六条関係）【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（補償を受ける権利）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 この法律による補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>（補償を受ける権利）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 この法律による補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、年金である傷病補償、障害補償又は遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

◎ 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）（抄）（附則第六十七条関係）【令和四年四月一日施行

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権利の保護） 第十条 この法律による給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p>	<p>（権利の保護） 第十条 この法律による給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である傷病給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（補償を受ける権利） 第六十二条（略）</p> <p>2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <p>（職員に関する規定の準用） 第七十一条 第五十八条、第五十九条、第六十二条及び第六十三条の規定は、第六十九条第一項の規定に基づく条例による補償について準用する。この場合において、第五十八条及び第五十九条中「基金」とあるのは「地方公共団体」と、第六十二条第一項中「職員」とあるのは「第六十九条第一項に規定する者」と、第六十三条中「障害補償及び遺族補償」とあるのは「障害補償及び遺族補償に相当する補償」と読み替えるものとする。</p>	<p>（補償を受ける権利） 第六十二条（略）</p> <p>2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、年金たる補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p> <p>（職員に関する規定の準用） 第七十一条 第五十八条、第五十九条、第六十二条及び第六十三条の規定は、第六十九条第一項の規定に基づく条例による補償について準用する。この場合において、第五十八条及び第五十九条中「基金」とあるのは「地方公共団体」と、第六十二条第一項中「職員」とあるのは「第六十九条第一項に規定する者」と、同条第二項ただし書中「年金たる補償」とあるのは「年金たる補償に相当する補償」と、第六十三条中「障害補償及び遺族補償」とあるのは「障害補償及び遺族補償に相当する補償」と読み替えるものとする。</p>

◎ 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）（抄）（附則第六十九条関係）【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（用語の定義） 第二条 この法律において「恩給等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（用語の定義） 第二条 この法律において「恩給等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 条例により地方公共団体から給される年金で前二号に掲げるものに準ずるもの</p> <p>四 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条（保険給付の種類）に規定する保険給付（政府から給されるものを除く。）並びに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱）、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い等）及び第九十二条（旧団体共済組合員に係る従前の給付の取扱い等）並びに旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）、第四条（外地関係共済組合に係る年金の支給）及び第七条の二（旧陸軍共済組合令の適用を受けていた者等に対する年金の支給）に規定する給付で年金として給されるもの</p> <p>五 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）他の法律において準用し、又はその例によるものとする場合を含む</p>

(削る)

む。第九条（補償の種類）に規定する傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金

六 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二十五条第一項（補償の種類等）に規定する傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに同法第六十九条第一項（非常勤の地方公務員に係る補償の制度）、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項（公務災害補償）及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四百十三号）第四条第一項（補償の範囲、金額、支給方法等）の規定に基づく条例（水防法第六条の二第一項の規定に基づく水害予防組合の組合会の議決を含む。）により支給される補償でこれらに相当するもの

(削る)

七

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第五条第一項（給付の種類）に規定する傷病給付、障害給付及び遺族給付で年金として給されるもの（同法第十条の規定を準用する他の法律に基づく給付でこれらに相当するものを含む。）並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、水防法第四十五条（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償。原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく条例（水防法第四十五条の規定に基づく水害予防組合の組合会の議決を含む。）による補償で年金として給される

(削る)

2 (略)

附則

(施行期日)

第一条 (略)

(恩給等を担保とした貸付けの業務の特例)

第二条 公庫は、第十条第一項及び株式会社日本政策金融公庫法第十一条に規定する業務のほか、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号。以下「令和二年改正法」という。)附則第六十九条の規定による改正前の第二条第一項第三号から第八号までに掲げる給付若しくは補償、令和二年改正法附則第五十五条の規定による改正前の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第二百二十二条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による改正前の第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第二条第十号に規定する恩給公務員期間又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百五十三号)第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものを除く。)又は令和二年改正法附則第七十三条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共

もの

八 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第九号)第五条第一項(給付の種類)に規定する傷病給付、障害給付及び遺族給付で年金として給されるもの

2 (略)

附則

1 (略)

2 国民金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「九人」を「十人」に改め、同条第三項第三号中「三人」を「四人」に改める。

済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第百一条、令和二年改正法附則第七十四条の規定による改正前の国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第十七条若しくは令和二年改正法附則第七十六条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第三十五条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による改正前の第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付を受ける権利を担保とした貸付けに係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十条第二項中「前項の業務」とあるのは、「前項の業務及び附則第二条第一項に規定する業務」とする。

3 第三条から第九条までの規定は、第一項に規定する業務を行う場合について準用する。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第六条 公庫は、第十九条に規定する業務のほか、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下「令和二年改正法」という。）附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項第三号から第八号までに掲げる給付若しくは補償、令和二年改正法附則第五十五条の規定による改正前の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第二百二十二条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第二条第十号に規定する恩給公務員期間又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百五十三号）第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものを除く。）又は令和二年改正法附則第七十三条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第百一条、令和二年改正法附則第七十四条の規定による改正前の国会</p>	<p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第六条 公庫は、平成十三年三月三十一日までを限り、第十九条第一項第一号から第一号の三までに規定する業務のほか、銀行その他の金融機関による金融取引の調整その他の金融機関側の事由による当該金融機関からの借入れの減少等が生じていることによりその実施に支障を生じている沖縄の産業の振興開発に寄与する事業の円滑な遂行を図るために必要な長期運転資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けに関する業務を行うことができる。ただし、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならない。</p>

議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第十七条若しくは令和二年改正法附則第七十六条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第三十五条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付を受ける権利を担保とした貸付けに係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うことができる。

2 前項に規定する業務は、この法律の適用については、第十九条第一項第二号に規定する恩給等を担保とした小口の資金の貸付けの業務とみなす。

第七条 削除

2 前項に規定する業務が行われる場合においては、第十九条の二中「前条第一項第一号の規定」とあり、及び「同項第一号の規定」とあるのは「前条第一項第一号及び附則第六条第一項の規定」と、同項第一号の二の規定」とあるのは「前条第一項第一号の二の規定」と、第三十九条第三号中「附則第五条」とあるのは「附則第五条若しくは第六条第一項」とする。

（業務の委託等の特例）

第七条 公庫は、第二十条第一項の規定のほか、独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合には、第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、同法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。

2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、前項の規定により業務を委託した独立行政法人福祉医療機構に対し、同項の貸付金

の交付のために必要な資金を交付することができる。

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）（抄）（附則第七十三条関係）【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（移行年金給付） 第十六条（略） 2～4（略）</p> <p>5 移行農林共済年金については、<u>廃止前農林共済法第三十三条第二項、第三十七条第一項第二号、第四十二条第一項第二号、第二項第二号及び第四項、第四十五条第二項ただし書、第四十五条の三第一項及び第二項、第四十五条の四、第四十五条の六、第四十七條第一項第一号口及び第二号口、第二項第二号並びに第三項、第五十二条の二、附則第九条第二項第三号（廃止前農林共済法附則第九条の二第一項及び第三項、第十二条の二第二項、第十二条の三第二項及び第四項並びに第十三条第三項並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条第一項においてその例によるものとされた場合を含む。）並びに附則第十八条、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第七条、第十四条第二項、第十七条第二項から第四項まで、第十八条及び第二十八条並びに平成六年農林共済改正法附則第六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、適用しない。</u></p> <p>6（略）</p> <p>7 移行農林年金については、<u>廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧</u></p>	<p>附 則</p> <p>（移行年金給付） 第十六条（略） 2～4（略）</p> <p>5 移行農林共済年金については、<u>廃止前農林共済法第三十七條第一項第二号、第四十二条第一項第二号、第二項第二号及び第四項、第四十五条第二項ただし書、第四十五条の三第一項及び第二項、第四十五条の四、第四十五条の六、第四十七條第一項第一号口及び第二号口、第二項第二号並びに第三項、第五十二条の二、附則第九条第二項第三号（廃止前農林共済法附則第九条の二第一項及び第三項、第十二条の二第二項、第十二条の三第二項及び第四項並びに第十三条第三項並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条第一項においてその例によるものとされた場合を含む。）並びに附則第十八条、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第七条、第十四条第二項、第十七条第二項から第四項まで、第十八条及び第二十八条並びに平成六年農林共済改正法附則第六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、適用しない。</u></p> <p>6（略）</p> <p>7 移行農林年金については、<u>廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧</u></p>

制度農林共済法第三十三條第二項、第四十三條及び第四十九條の二並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第七條、第三十條第三項、第三十一條第二項、第三十五條第四項、第四十三條、第四十五條第三項、第四十六條、第四十八條第三項、第四十九條第二項及び第三項並びに第五十條第二項及び第三項（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、適用しない。

8
8
20
(略)

21 移行農林共済年金及び移行農林年金は、厚生年金保険法第七十七條第一項、第九十二條第三項、第九十六條第一項、第九十七條第一項及び第百條の二の規定の適用についてはこれらの規定に規定する年金たる保険給付とみなし、同法第七十八條第一項、第九十條第一項及び第五項、第九十二條第一項並びに第百條第一項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する保険給付とみなす。

22
(略)

第百一條 削除

制度農林共済法第四十三條及び第四十九條の二並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第七條、第三十條第三項、第三十一條第二項、第三十五條第四項、第四十三條、第四十五條第三項、第四十六條、第四十八條第三項、第四十九條第二項及び第三項並びに第五十條第二項及び第三項（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、適用しない。

8
8
20
(略)

21 移行農林共済年金及び移行農林年金は、厚生年金保険法第七十七條第一項、第九十二條第二項、第九十六條第一項、第九十七條第一項及び第百條の二の規定の適用についてはこれらの規定に規定する年金たる保険給付とみなし、同法第七十八條第一項、第九十條第一項及び第五項、第九十二條第一項並びに第百條第一項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する保険給付とみなす。

22
(略)

（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百一條 移行農林共済年金及び移行農林年金は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一號）の規定（沖繩振興開發金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一號）第十九條第五項において準用する場合を含む。）の適用については、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二條に規定する恩給等とみなす。

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附則 第十七条 削除</p>	<p>附則 （国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第十七条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条第一項の公務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第五項において準用する場合を含む。）の適用については、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。</p>

◎ 国会議員互助年金法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（抄）（附則第七十五条関係）【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（譲渡、担保及び差押の禁止） 第六条 互助年金及び互助一時金を受ける権利は、譲渡し又は担保に供することができない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（譲渡、担保及び差押の禁止） 第六条 互助年金及び互助一時金を受ける権利は、譲渡し又は担保に供することができない。ただし、互助年金を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

◎ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）（抄）（附則第七十六条関係）【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>第三十五条 削除</p>	<p>附則</p> <p>（株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三十五条 旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金は、前条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定（沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第五項において準用する場合を含む。）の適用については、前条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。</p>

◎ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）（附則第八十二条関係）【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第二条関係） 一～二十六の二（略） 二十七 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号。附則第五条の二の規定に限る。） 二十八～三十三（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一～二十六の二（略） 二十七 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号。第十二条第一項第十二号及び第十三号並びに附則第五条の二の規定に限る。） 二十八～三十三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（年金保険者の市町村に対する通知）</p> <p>第百三十四条 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日まで に、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢等年 金給付の支払を受けている者であつて六十五歳以上のもの（次に 掲げるものを除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める 事項を、その者が同日現在において住所を有する市町村（第十三 条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護 保険の第一号被保険者であるときは、当該他の市町村とする。次 項（第三号を除く。）から第六項まで及び第九項において同じ。 ）に通知しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該老齢等年金給付の支給が停止されていることその他の厚 生労働省令で定める特別の事情を有する者</p> <p>2 ～ 13 （略）</p>	<p>（年金保険者の市町村に対する通知）</p> <p>第百三十四条 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日まで に、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢等年 金給付の支払を受けている者であつて六十五歳以上のもの（次に 掲げるものを除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める 事項を、その者が同日現在において住所を有する市町村（第十三 条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護 保険の第一号被保険者であるときは、当該他の市町村とする。次 項（第三号を除く。）から第六項まで及び第九項において同じ。 ）に通知しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該老齢等年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところ により担保に供していることその他の厚生労働省令で定める特 別の事情を有する者</p> <p>2 ～ 13 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（業務の特例等）</p> <p>第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定による委託に基づき、福祉医療機構債権の回収が終了するまでの間、福祉医療機構債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。</p> <p>六 （略）</p> <p>2～15 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（業務の特例等）</p> <p>第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定による委託に基づき、福祉医療機構債権の回収が終了するまでの間、福祉医療機構債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。</p> <p>六 （略）</p> <p>2～15 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ、ニ（略）</p> <p>ホ 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十三条第二項の規定による納付金</p> <p>へ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（歳入及び歳出）</p> <p>第百十一条（略）</p> <p>2 国民年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ、く、へ（略）</p> <p>ト（削る）</p> <p>チ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>3 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p>	<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ、ニ（略）</p> <p>ホ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第二項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十三条第二項の規定による納付金</p> <p>へ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（歳入及び歳出）</p> <p>第百十一条（略）</p> <p>2 国民年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ、く、へ（略）</p> <p>ト 業務勘定からの繰入金</p> <p>チ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>3 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p>

一 歳入

イ、チ (略)

(削る)

リ、ヌ (略)

二 (略)

4・5 (略)

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ、ホ (略)

へ 独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第二項の規定による納付金

ト (略)

二 歳出

イ、ニ (略)

(削る)

ホ (略)

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 次に掲げる額の合計額に相当する金額は、国民年金勘定から基礎年金勘定に繰り入れるものとする。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第一号(年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。)に規定する保険料・拠出金算定対象額(次項において「保険料・拠出金算定対象額」という。)から当該額に厚生年金保険の実施者たる政府又は各実施機関たる共済組合等に係る国民年金法第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところ

一 歳入

イ、チ (略)

リ 業務勘定からの繰入金

ヌ、ル (略)

二 (略)

4・5 (略)

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ、ホ (略)

へ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第二項及び独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第二項の規定による納付金

ト (略)

二 歳出

イ、ニ (略)

ホ 厚生年金勘定への繰入金

へ (略)

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 次に掲げる額の合計額に相当する金額は、国民年金勘定から基礎年金勘定に繰り入れるものとする。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第一号(年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。)に規定する保険料・拠出金算定対象額(次項において「保険料・拠出金算定対象額」という。)から当該額に厚生年金保険の実施者たる政府又は各実施機関たる共済組合等に係る国民年金法第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより

により算定した率を乗じて得た額を合算した額を控除した額

二〇四 (略)

2〇8 (略)

(削る)

算定した率を乗じて得た額を合算した額を控除した額

二〇四 (略)

2〇8 (略)

9 | 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第二項の規定による納付

金に相当する金額は、政令で定めるところにより、業務勘定から
国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第三十八条 削除</p>	<p>附則</p> <p>（業務の委託の特例）</p> <p>第三十八条 公庫は、第十四条の規定による場合のほか、独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項第一号の規定による別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、同法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの小口の教育資金（同表第二号の下欄に掲げる小口の教育資金をいう。次条において同じ。）の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。</p> <p>2 第五十八条第二項、第五十九条及び第六十条の規定は、前項の規定により公庫が独立行政法人福祉医療機構に業務を委託する場合について準用する。この場合において、第五十九条第一項中「受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、「受託法人」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、「受託法人に」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構に」と読み替えるものとする。</p>

(業務の委託の特例)

第三十九条 公庫は、第十四条の規定による場合のほか、第十一条第一項第一号の規定による別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の施行の際現に存する同法附則第五条第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者であつて同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第六十三条の二（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社のあつせんを受ける者からの小口の教育資金（同表第二号の下欄に掲げる小口の教育資金をいう。）の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人郵便貯金・簡

3 前項において読み替えて準用する第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又は独立行政法人福祉医療機構の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。

4 第二項において準用する第五十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

第三十九条 公庫は、第十四条及び前条の規定による場合のほか、第十一条第一項第一号の規定による別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の施行の際現に存する同法附則第五条第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者であつて同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第六十三条の二（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に委託することができる。

2
～
4
(略)
易生命保険管理機構に委託することができる。

2
～
4
(略)

改 正 案	現 行
<p>（資産管理運用機関等からの移換額の移換等）</p> <p>第三十一条の三 事業主（確定給付企業年金法第八十二条の五第一項又は確定拠出年金法第五十四条の六の規定による申出をしたものに限る。）が、その雇用する加入者（確定給付企業年金法第二条第四項に規定する加入者をいう。第六項及び次条第一項において同じ。）であつた者又は企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。第六項及び次条第一項において同じ。）であつた者を被共済者として退職金共済契約を締結する場合において、次の各号に掲げる者が、機構との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について当該各号に定める資産を機構に移換することその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が、機構に対して厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該各号に掲げる者との契約で定めるところによつて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該資産の移換を受けらるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>6 第一項及び前項の規定は、確定給付企業年金又は企業型年金を実施していた事業主が、その雇用する加入者であつた者又は企業型年金加入者であつた者を被共済者として退職金共済契約を確定給付企業年金法第八十二条の五第一項又は確定拠出年金法第五十四条の六の規定による申出をする前から締結している場合について</p>	<p>（資産管理運用機関等からの移換額の移換等）</p> <p>第三十一条の三 事業主（確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をしたものに限る。）が、その雇用する加入者（確定給付企業年金法第二条第四項に規定する加入者をいう。第六項及び次条第一項において同じ。）であつた者又は企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。第六項及び次条第一項において同じ。）であつた者を被共済者として退職金共済契約を締結する場合において、次の各号に掲げる者が、機構との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について当該各号に定める資産を機構に移換することその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が、機構に対して厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該各号に掲げる者との契約で定めるところによつて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該資産の移換を受けらるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>6 第一項及び前項の規定は、確定給付企業年金又は企業型年金を実施していた事業主が、その雇用する加入者であつた者又は企業型年金加入者であつた者を被共済者として退職金共済契約を確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をする前から締結している場合について</p>

て準用する。この場合において、第一項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7
9
(略)

て準用する。この場合において、第一項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（退職年金等積立金の額の計算）</p> <p>第八十四条 退職年金業務等（確定給付年金資産管理運用契約に係る信託、生命保険若しくは生命共済の業務、確定給付年金基金資産運用契約に係る信託、生命保険、生命共済、預貯金の受入れ若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十九条（積立金の積立て）（同法第九十一条の二十五（準用規定））において準用する場合を含む。）に規定する積立金及びこれに類するものとして政令で定める積立金をいう。以下この項、次項第七号及び第三項において同じ。）の運用及び当該運用に係る確定給付年金積立金の管理の受託の業務、確定拠出年金資産管理契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第三項（定義）に規定する個人型年金を実施する業務、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二十一条第二項第二号（設立及び業務）に掲げる業務、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条の二第一項第三号（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務、同法第三十八条の二第二項第四号（地方公務員共済組合連合会）に規定する退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第八号（業務）に掲げる業務、勤労者財産形成給付契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務、勤</p>	<p>（退職年金等積立金の額の計算）</p> <p>第八十四条 退職年金業務等（確定給付年金資産管理運用契約に係る信託、生命保険若しくは生命共済の業務、確定給付年金基金資産運用契約に係る信託、生命保険、生命共済、預貯金の受入れ若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十九条（積立金の積立て）に規定する積立金をいう。以下この項、次項第七号及び第三項において同じ。）の運用及び当該運用に係る確定給付年金積立金の管理の受託の業務、確定拠出年金資産管理契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第三項（定義）に規定する個人型年金を実施する業務、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二十一条第二項第二号（設立及び業務）に掲げる業務、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条の二第一項第三号（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務、同法第三十八条の二第二項第四号（地方公務員共済組合連合会）に規定する退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第八号（業務）に掲げる業務、勤労者財産形成給付契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務、勤労者財産形成基金給付契約に係る信託、生命保険、生命共済、損害保険、預貯金の受入れ若しくは有価証券の購入及び当該</p>

労者財産形成基金給付契約に係る信託、生命保険、生命共済、損害保険、預貯金の受入れ若しくは有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託の業務又はこれらに類する政令で定める契約に係る退職年金に関する業務で政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）を行う内国法人の各事業年度の退職年金等積立金の額は、当該事業年度開始の時ににおける退職年金等積立金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額とする。

2 (略)

3 前二項に規定する確定給付年金資産管理運用契約とは、確定給付企業年金法第六十五条第一項（事業主の積立金の管理及び運用に関する契約）の規定により締結された信託、生命保険又は生命共済の契約をいい、前二項に規定する確定給付年金基金資産運用契約とは、同法第六十六条第一項（基金の積立金の運用に関する契約）（同法第九十一条の二十五において準用する場合を含む。）の規定により締結された信託、生命保険若しくは生命共済若しくは同法第六十六条第二項に規定する信託又は同条第四項に規定する預金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金の運用に関する契約及びこれに類する契約として政令で定める契約をいい、前二項に規定する確定拠出年金資産管理契約とは、確定拠出年金法第八条第一項（資産管理契約の締結）の規定により締結された信託、生命保険、生命共済又は損害保険の契約をいい、前二項に規定する勤労者財産形成給付契約とは、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条の二第一項（勤労者財産形成給付金契約等）に規定する信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の契約（当該生命共済の契約に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の契約を含む。以下この項において同じ。）又は同項に規定す

購入に係る有価証券の保管の受託の業務又はこれらに類する政令で定める契約に係る退職年金に関する業務で政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）を行う内国法人の各事業年度の退職年金等積立金の額は、当該事業年度開始の時ににおける退職年金等積立金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額とする。

2 (略)

3 前二項に規定する確定給付年金資産管理運用契約とは、確定給付企業年金法第六十五条第一項（事業主の積立金の管理及び運用に関する契約）の規定により締結された信託、生命保険又は生命共済の契約をいい、前二項に規定する確定給付年金基金資産運用契約とは、同法第六十六条第一項（基金の積立金の運用に関する契約）の規定により締結された信託、生命保険若しくは生命共済若しくは同法第六十六条第二項に規定する信託又は同条第四項に規定する預金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金の運用に関する契約をいい、前二項に規定する確定拠出年金資産管理契約とは、確定拠出年金法第八条第一項（資産管理契約の締結）の規定により締結された信託、生命保険、生命共済又は損害保険の契約をいい、前二項に規定する勤労者財産形成給付契約とは、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条の二第一項（勤労者財産形成給付金契約等）に規定する信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の契約（当該生命共済の契約に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の契約を含む。以下この項において同じ。）又は同項に規定する証券投資信託の設定の委任に関する契約に基づき締結された信託の契約をいい、前二項に規定する勤労者財産形成基

る証券投資信託の設定の委任に関する契約に基づき締結された信託の契約をいい、前二項に規定する勤労者財産形成基金給付契約とは、同法第六条の三第二項（勤労者財産形成基金契約）に規定する信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の契約若しくは同項に規定する証券投資信託の設定の委任に関する契約に基づき締結された信託の契約又は同条第三項に規定する預貯金の預入若しくは有価証券の購入に関する契約をいう。

4
(略)

金給付契約とは、同法第六条の三第二項（勤労者財産形成基金契約）に規定する信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の契約若しくは同項に規定する証券投資信託の設定の委任に関する契約に基づき締結された信託の契約又は同条第三項に規定する預貯金の預入若しくは有価証券の購入に関する契約をいう。

4
(略)

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第三 非課税文書の表（第五条関係）</p> <p>文書名 （略） 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十条第三項（裁定）に規定する給付又は同法第九十一条の第十八第四項第一号（連合会の業務）に掲げる事業及び同法第九十一条の二十四第二項（裁定）に規定する給付に関する文書</p>		<p>別表第三 非課税文書の表（第五条関係）</p> <p>文書名 （略） 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十条第三項（裁定）に規定する給付又は同法第九十一条の第十八第四項第一号（連合会の業務）に掲げる事業及び同法第九十一条の二十三第二項（裁定）に規定する給付に関する文書</p>	
<p>作成者</p> <p>（略）</p>		<p>作成者</p> <p>（略） 企業年金基金又は企業年金連合会</p>	

改正案		現行	
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）			
提供を受ける国の機関又は法人 一〇七十一の四 (略)	事務	提供を受ける国の機関又は法人 一〇七十一の四 (略)	事務
(削る)	(削る)	七十一の五 独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）による同法第十二条第一項第十二号又は第十三号の小口の資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の五 (略)	(略)	七十一の六 厚生労働省	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による同法第三十八条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の六 (略)	(略)	七十一の七 厚生労働省	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の七 (略)	(略)	七十一の八 厚生労働省	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）による同法第九十五

七十二〜七十七の三（略）	（略）	七十二の四 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第十三号に規定する存続連合会	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第一号から第四号まで、第二項第一号、第二号若しくは第四号から第六号まで若しくは第三項第一号、第二号若しくは第四号から第七号までに掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給又は同条第六項の規定による同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十条第五項の情報の収集、整理若しくは分析、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第七項の規定による同法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法第九十三条の情報の収集、整理若しくは分析若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第八項の規定による同法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する同法附則第二百二条の規定によ
七十二〜七十七の三（略）	（略）	七十二の四 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第十三号に規定する存続連合会	条の処遇改善の請求に関する事務であつて総務省令で定めるもの 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第一号から第四号まで、第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号若しくは第三項第一号、第二号若しくは第四号から第七号までに掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給又は同条第六項の規定による同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十条第五項の情報の収集、整理若しくは分析、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第七項の規定による同法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法第九十三条の情報の収集、整理若しくは分析若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第八項の規定による同法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する同法附則第二百二条の規定による改正

<p>七十七の五 百 二十三 (略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>る改正後の確定拠出年金法第四十八条の二の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十七の五 百 二十三 (略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>後の確定拠出年金法第四十八条の二の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

改正案	現行
<p>（私立学校教職員共済法の特例） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の放送大学学園の職員に関する共済法の規定の適用については、共済法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに共済法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第三項中「掛金等」とあるのは、「掛金」と、共済法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは、「に係る掛金」とする。</p>	<p>（私立学校教職員共済法の特例） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の放送大学学園の職員に関する共済法の規定の適用については、共済法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに共済法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、共済法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。</p>

◎ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）（附則第九十三条関係）【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（私立学校教職員共済法の特例） 第十六条（略）</p> <p>2 私立大学派遣検察官等に関する私立学校教職員共済法の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第三項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（私立学校教職員共済法の特例） 第十六条（略）</p> <p>2 私立大学派遣検察官等に関する私立学校教職員共済法の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。</p> <p>3・4（略）</p>

◎ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）（附則第九十四条関係）
 【令和四年四月一日施行】
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（農業者年金の保険料の免除等の特例） 第百八条（略） 254（略） 5 特例免除期間（第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた期間（前項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除く。）をいう。）は、独立行政法人農業者年金基金法第三十一条第一項第一号及び第二項（同法附則第三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項第一号の規定の保険料納付済期間等に算入する。この場合における同法第三十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「合算した期間」とあるのは、「合算した期間に特例免除期間（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百八条第五項に規定する特例免除期間をいう。）を加えた期間」とする。</p>	<p>（農業者年金の保険料の免除等の特例） 第百八条（略） 254（略） 5 特例免除期間（第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた期間（前項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除く。）をいう。）は、独立行政法人農業者年金基金法第三十一条第一項各号及び第二項（同法附則第三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項第一号の規定の保険料納付済期間等に算入する。この場合における同法第三十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「合算した期間」とあるのは、「合算した期間に特例免除期間（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百八条第五項に規定する特例免除期間をいう。）を加えた期間」とする。</p>

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第九十五
 条関係）【公布日又は令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第一（第九条関係）				別表第一（第九条関係）			
一〇七十八（略）	七十九 削除	八十〇九十九（略）	（略）	一〇七十八（略）	七十九 独立行政法人福祉医療機構	八十〇九十九（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
別表第二（第十九条、第二十一条関係）				別表第二（第十九条、第二十一条関係）			
百七 厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に	（略）	（略）	百七 厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に

百八〇百二 十 略				
	する事務であつて主務省令で定めるもの			
略	略	略	市町村長	
略	略	略	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	
百八〇百二 十 略				
	する事務であつて主務省令で定めるもの			
略	略	共済組合等	市町村長	
略	地方公務員災害補償基金	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	関する情報であつて主務省令で定めるもの
略	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの			

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第九十六条関係）【戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に定める日（同法の公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日）施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第十九条、第二十一条関係）			
情報照会者 一〇百六 （略） 百七 厚生 労働大臣	事務 （略） 特定障害者 に対する特 別障害給付 金の支給に 関する法律 による特別 障害給付金 の支給に関 する事務で あって主務 省令で定め るもの	情報提供者 （略） 全国健康保 険協会 法務大臣	特定個人情報 （略） 船員保険法による保険 給付の支給に関する情 報であつて主務省令で 定めるもの 戸籍関係情報であつて 主務省令で定めるもの
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第二（第十九条、第二十一条関係）			
情報照会者 一〇百六 （略） 百七 厚生 労働大臣	事務 （略） 特定障害者 に対する特 別障害給付 金の支給に 関する法律 による特別 障害給付金 の支給に関 する事務で あって主務 省令で定め るもの	情報提供者 （略） 全国健康保 険協会 厚生労働大 臣	特定個人情報 （略） 船員保険法による保険 給付の支給に関する情 報であつて主務省令で 定めるもの 労働者災害補償関係情 報又は戦傷病者戦没者 遺族等援護法による年 金である給付の支給に 関する情報であつて主 務省令で定めるもの
共済組合等	市町村長		地方税関係情報又は住 民票関係情報であつて 主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であ つて主務省令で定める

百八〇百二 十 略		
(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	

百八〇百二 十 略		
(略)		
(略)	地方公務員 災害補償基 金	
(略)	地方公務員災害補償関 係情報であつて主務省 令で定めるもの	もの